

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年12月10日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年12月10日（月） 午前10時00分～午後 2 時17分
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 2 委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 若林 ひろき 君 委員 こんの 孝子 君
委員 石田 ちひろ 君 委員 木村 けんご 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川島 健 康 課 長
品川区保健所 所長兼務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ツ橋 国保医療年金課長 仁平品川区保健所品川保健センター所長
鷹簀 参事（品川区保健所 保健予防課長事務取扱） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、およびその他を予定しております。

なお、総務委員会での契約議案および陳情審査のため、障害者施策推進担当課長が一時離席されますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、1名の傍聴者から傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 議案審査

(1) 第83号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例

○石田（秀）委員長

それでは、初めに予定表の1、議案審査を行います。

まず、(1)第83号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○飛田障害者施策推進担当課長

それでは、私からは第83号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例について説明いたします。

まず、1、設置目的についてです。障害児から障害者まで、ライフステージに応じ一貫した地域での生活を支援し、幅広い区民との交流を促進することにより、障害児および障害者の福祉の増進を図るものでございます。

2、施設の位置づけについてですが、障害児の療育支援体制、障害者の高齢化・重度化への支援体制を強化するとともに、障害児および障害者の地域生活支援拠点としての機能もあわせ持った、区の障害福祉の中核を担う多機能型施設といたします。

3、事業のサービス内容についてです。

1番の福祉型児童発達支援センターとして、ア、障害児等に係る相談、指導および助言、イ、児童発達支援事業、ウ、放課後等サービス、エ、保育所等訪問支援、オ、日中一時支援事業を行います。

2番の障害者生活支援センターでは、ア、障害児相談支援事業、イ、特定相談支援事業、ウ、一般相談支援事業を行います。

3番の訪問系サービス事業所では、ア、居宅介護、イ、重度訪問介護、ウ、同行援護、エ、行動援護を行います。

4番の日中活動・短期入所系サービスセンターでは、ア、生活介護、イ、就労継続支援B型、ウ、短期入所を行います。

5番の障害者地域活動支援センターでは、地域活動支援センター事業を行います。

6番の多目的室では、多目的室1・2と2部屋用意してあります。また1から5の施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとします。

裏面をご覧ください。4、利用時間・休業日です。施設の利用時間につきましては、おおよそ記載のとおりを考えております。今後、規則で定めてまいります。休業日は日曜・祝日・年末年始といたしま

すが、短期入所につきましては24時間体制となりますので、休業日はありません。

5、多目的室の目的外使用についてです。実施事業に支障がない範囲で、広く一般の利用を認め、使用料を徴収して目的外使用の貸し出しを行います。

貸し出しの部屋として、多目的室1と多目的室2の2部屋です。用途としましては、多目的室1は小規模の音楽や演劇等の公演、また講習会などできるようにしまして、また室内運動などができるよう、多目的に使用が可能となっております。多目的室2は展示会や講演会など、こちらも多目的に使用が可能となっております。

(1) 施設使用料金の上限額です。区内施設の使用料金を参考にしまして、面積で計算して表記の金額を設定いたしております。

(2) 設備使用料金上限につきましても、文化センターや区民集会所等と同等の金額を設定しております。

(3) 減額・免除規定につきましては、心身障害者福祉会館に準ずる方法で規則に定めていく予定でございます。

6、施行日につきましては、平成31年10月1日でございます。ただし、指定管理者に関する規定および新施設の利用に必要な手続きに関する規定は、公布の日といたします。

7、条例の廃止についてです。こちらの品川区立障害児者総合支援施設条例に伴い、品川区立児童学園条例は廃止となります。

A3判の資料をご覧ください。こちら品川区立障害児者総合支援施設フロア構成図でございます。

所在地は、旧品川児童学園と同じ住所でございます。

施設の構造としまして、地下1階、地上6階の鉄骨構造、一部鉄筋コンクリート構造でございます。

主要施設構成です。右側の地下1階の平面図をご覧ください。右上には多目的室1がありまして、普段はこの施設の利用者がプレイルームとして使用できるようにと考えております。

その下が診療所となります。ここでは精神科クリニックとデイケア、また1階では訪問看護ステーションを含めた医療系サービスを予定しております。今までも区が医療を取り入れることに関してさまざまな課題があり、ぎりぎりまで検討をしてみました。今回の条例策定に当たり再度精査した結果、区として医療系サービスの運営実績がなく、指定管理者制度での実施が困難であると判断し、医療系サービスは法人立とするため、条例には含まれておりません。

左下は厨房となります。厨房では、3階での児童学園の通所を利用している子どもたちや、4階・5階部分の生活介護や短期入所の食事をつくります。その他、倉庫や防災備蓄倉庫、共用部分となります。

1階の平面図です。多目的室1、こちらは天井部、キャットウォークですが、地下1階部分からの吹き抜けの部分となります。その左側の多目的室2としましては、展示会など使用しないときは、利用者のプレイルームなど有効活用を考えております。

レストランは、就労継続支援B型として事業を行います。その他、地域活動支援センターでは、創作活動や表現活動のプログラムを実施していく予定でおります。

1枚おめくりいただき、2階平面図となります。こちらは障害者生活支援センター、就労継続支援B型の事務所と休憩室、放課後等デイサービス、日中一時支援事業を行います。

右上の3階平面図です。こちらは、現在こみゆにていぶらぎ八潮で事業を行っております、子どもたちが過ごす場所となります。屋外遊技場もありまして、外で遊ばせることもできるようになっております。

右下、4階の平面図です。左側が短期入所、右側が生活介護の方々が過ごせる場所となります。4階の生活介護エリアでは、行動障害のある方も対象とした空間のつくりとなっております。行動障害の方の中には、人の多いところや広い場所では落ち着かない方もいるため、居室を切り分け、個室を複数設置するなどし、ご利用者の安心できる居場所がつけられるような配慮をしております。

1枚おめくりいただきまして、5階平面図です。こちらも4階と同じく、左側が短期入所と右側が生活介護となります。5階生活介護エリアは、肢体不自由の方々を対象としたフロアですので、ゆったり生活できるつくりになっております。そのほか、スヌーズレン室を予定しまして、音楽や光など、心地よい感覚刺激を提供できるように考えております。

また左側になりますが、短期入所では体験型居室を2部屋用意してあります。ここでは、グループホームなど地域生活に向けた練習ができるよう、簡易キッチンや家具を備えつけたつくりとなっております。

6階部分は管理事務所としまして、職員の更衣室や会議やミーティングができるスペースとなっております。

1枚おめくりいただきまして、多目的室1・2の目的外使用施設の概要となります。

多目的室につきましては、実施事業に支障がない範囲で広く一般の利用を認め、使用料を徴収して目的外使用の貸し出しを行います。

1、対象施設です。右側に多目的室1のコンピューターグラフィックのイメージを載せてあります。床はフローリングとなります。1階までの吹き抜けとなっております。こちらは多目的室を利用する方々の発表会や、また運動遊びなどにも使えるようにしております。多目的室2です。こちらは可動式展示壁、動く壁を設置しまして、展示物等をいろいろな角度で見られるように配慮しております。

2、使用時間です。平日は実施事業が優先となりますが、事業がないときは平日の夜間や日曜日の貸し出しを行います。

3、貸出施設の使用料減額規定につきましては、区立心身障害者福祉会館の規定に準じて規則に定めてまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

今回の施設の設置条例なのですが、これまでの流れの中でちょっと確認をさせていただきたいと思います。あまり入ってしまうと条例と違うことになってしまうから、深く入らないようにしますけれども、今までの説明の中で、例えば10月の補正予算の審査の中で、開設が延期になりますということで、この前説明会が開かれましたね。私も途中まで出ていたのですが、そのときの状況の中で、4月から入りたい方のご相談が結構あったのと、クリニックの部分についてのご相談があった。そこら辺で帰ってしまったもので、その説明会での状況を先にご説明いただけますでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

前回11月に区民向けに、この施設がおくれてスタートが10月になるということで、その説明会をいたしました。やはりさまざまな意見がありまして、やはり4月から使いたかったという声も多くありまして、また4月から10月まで待てないので、代替施設をぜひ用意してほしいという話も実際出ていたところなんです。区としても代替施設はこの間ずっと探しておりまして、現在こみゆにていぶらぎ八潮3階の講習室を仮設使用できるように、今、話を進めているところでございます。

○鈴木（真）委員

クリニックのほうも何だかあったと思いますが。

○飛田障害者施策推進担当課長

この間、クリニックも今まで4つの法人ということで話を進めておりました。今回、区が医療を取り入れることに関しまして、やはりさまざまな課題がありました。ぎりぎりまで今回こちらのほうをどのようにやっていこうかと検討していたところです。また今回、条例を策定するにあたり再度精査した結果、区としては医療系サービスの実績がないために、指定管理者制度での実施が困難であるということで判断いたしましたところです。

○鈴木（真）委員

それを後で聞こうと思っていたのだけれども、先にその説明会の中で、クリニックの相談事が結構入ってきたところで、そこまで聞いていて帰ったのですけれども、その辺、逆に今の話になっていくと、そのときの説明会の状況と今度変わってきますよとっていいのか、そこは全く変わらないでいいのですよという状況になっているのか、そこら辺のところになってくると思うのですけれども、あのときに質問があった部分に対しての答えが、そのときの答えとこれが変わってしまわないで大丈夫なのかという、改めて確認なのですから。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、クリニックは指定管理にはしませんけれども、今まで同じように4つの法人とまた連携しながら、事業のほうは変わりなく行うということには変更はございません。

○鈴木（真）委員

自分が聞いていた範囲では、指定管理という言葉は当然その説明会の中にはなかったから、その辺は問題ないと思うのですけれども、そこら辺、もう少し後からもう一回聞きますが、全体的に説明会の中での話としては、皆さんご了解いただいたというふうに判断しているのでしょうか。大体の合意を得られたかどうか、対応について皆様理解していただいたかなということで、その辺はどうなのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回説明会をやらせていただきまして、お話をさせていただいたところです。やはり楽しみにしていたという話、続けてまた10月からどのようになるのかという話も出ておりました。また、今、卒後の方の話も保護者からもありましたので、ちょうどそのとき資料として新施設利用希望者個別相談申込書というのを配布しまして、そこでお一人お一人希望のお話を実際面接形式で行ったところです。また、そのほか当日質問ができなかった方からということで質問票というのもお配りしまして、こちらのほうも約15名程度の方からいろいろな質問票をいただいたところです。

ということで、丁寧にお話を聞き、回答しております。また4月からの代替施設に向けて、今進めているところです。

○鈴木（真）委員

説明会について、大体わかりましたので、今度条例の関係ですけれども、指定管理が出てくるので、前の7月の説明の中では4つが指定管理の対象になるということでしたけれども、これでいくと、では3つ指定管理を受けてという方向に流れが変わってくるのか。決定はまだ後ですけれども、医療がなくなって、大体3団体でこれから進んでいくのかということで、確認なのですが。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回条例を策定しまして、予定では指定管理者候補のところは3つの法人となりますので、3つの法

人と個別に協定を組んでいくという予定でございます。

○鈴木（真）委員

7月の段階で医療系が入ってくる、決算特別委員会でもちょっとその確認をさせていただいた中で、やはり医療系の問題というのは少し質問させてもらったのですが、それが変わってきたというのは、さっき言ったやはり実績という問題だけなのか、その辺はどのように判断したらいいのかわからないのですが。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回医療系サービスを入れるということでは、やはりさまざまな課題がありました。今回医療系サービスを指定管理者制度に導入するにあたっては、区側にもさまざまなことが求められております。例えば医療経営の運用実績について、専門的知識や技術に基づき医師の指導をするということが事実上難しいということと、また毎年モニタリングで評価し、議会へ報告しなければなりませんけれども、医療のレセプトの知識等も区にはありませんので、そこのところでもちょっと難しいのではないかと。また、相談や適正な薬の処方されていないとか、そういう問い合わせがあった場合、医療系サービス全般にわたって正しい判断が区にはできないということで、指定管理者制度での実施が困難ということで判断いたしました。

○鈴木（真）委員

医療系が別の指定管理者が運営するという形になるわけですね。そうすると、その中のお金の流れとか管理体制というのは、どこか指定管理を受けた法人は医療系に関してノウハウを持っているのかなと、逆に今の説明だとそこの横の関係です。流れとしては法人同士の関係だけれども、区はそれの全体を管理する立場として大丈夫なのかなというのが、今聞きながら引がかかったのですが、そこら辺はどのように感じていますか。

○飛田障害者施策推進担当課長

その医療のお金のところというのは、やはり区もなかなか難しいところがありますので、今回指定管理から外したということです。

今回、また医療のところでは児童精神の方を入れて、話が今向こうのほうで進めていまして、児童のところでは児童学園の相談機能のところも非常に課題になっておりまして、そういうことでまた連携を図っていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員

お金の話というのは、逆に区とではなくて、その指定管理を受けた法人と別の法人がその医療を運営するわけですね。だから区は直接ではないけれども、法人間の問題も絡んでくると思うのですが、そこら辺は区として何か管理しない方がいいのかということです。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回3つの法人と別々に協定を結びますので、区としてもモニタリング等で確認していきたいと考えております。

○鈴木（真）委員

要するにAというところの法人が指定管理を受けたと。そこが医療系も管理しますよということになってくるのでしょうか。そうすると、前はAがやっていて、医療系はBだとなっていたのが、そのAがBもひっくるめてやるということになりますよね。その中でのお金の、別々の法人が2つの事業をひっくるめて、その中に医療が入っていて、その流れというのはちょっと何か、向こうの問題だからいい

のかなと受け取ってしまうのか、これも区が管理しなければいけないのではないですか。

○飛田障害者施策推進担当課長

別々といいますが、今までどおり、法人とは各法人連携をとっていきます。ただ、お金の流れとしては個別となります。

○松山障害者福祉課長

委員お尋ねの法人との関係なのですけれども、それぞれの法人と独立して、医療系サービスにつきましても独立した形ということで行ってまいります。ですから、それぞれ3つの法人とは別々に協定を結び、医療系サービスにつきましては、一つの法人が区の建物の中で独立して実施するというようになります。

○鈴木（真）委員

要するに指定管理とは全く別のところだよと、指定管理には入っていない独立した法人が、区から場所を借りてクリニックをやるという流れになるということですね。そこはわかりました。

ではもう一つ、フリーユニティーという一般社団法人をつくりましたね。そこが今後も全体として管理していくという、向こうの中での管理という部分が出てくると思うのですけれども、その3つの法人が指定管理を受けた。そことフリーユニティーの関係。区は指定管理は3カ所とやりますけれども、そことその3つがフリーユニティーという法人を持っていて、そこに対するお金の流れというのは、やはり問題も絡んでくるのではないかと思うのですけれども、当然区は指定管理のお金しか出さないでしょうけれども、その辺の管理体制はどのようになっているのかなということ。

○飛田障害者施策推進担当課長

区はあくまでも3つの法人と指定管理の予定であります。向こうの法人がつくっている一般社団法人のほうには、特に区は今回は協定を結びませんので、そちらのお金の流れとか、そういうところはまたないように、こちらのほうでも見ていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員

当然この条例自体反対するものではないし、これから運営をしっかりしてやっていってもらうのが大前提なのですけれども、何かその辺が今までの中ですっきりしないような感じがするだけです。

あと、またちょっと気になったから確認させてもらいます。今度図面で細かいところなのですけれども、図面を見ながら思ったのは、この図面の形が6階の管理事務所だけ違うので、その関係かなと思うのですけれども、6階の真ん中辺の黄色いところに、ちょっと細かい字で「だれでもトイレ」と6階に書いてあって、1階から5階までは何でないのかなと思ったのだけれども、まさか6階だけだれでもトイレとかではないよねというその辺の確認です。

○飛田障害者施策推進担当課長

画像の編集の関係で、6階部分だけちょっと違う図面になって、だれでもトイレの細かい字が記載されております。6階部分に関しましては、ここの真ん中のところがだれでもトイレとなります。

施設全体ではどうかということになりますが、ちょっとお戻りいただきまして、地下1階平面図をご覧いただければと思います。ここの地下1階では4カ所、だれでもトイレを考えております。まず一番右側の真ん中辺にちょっと小さい部屋があるのですけれども、そこにまず1つ。あと、多目的室1の左側のところに、ぼやけて倉庫というのが書いてあるのですけれども、その横の個室、こちらもだれでもトイレです。あと、ロッカーと書かれているところ、その下に個室があります。そこがだれでもトイレなのですけれども、これは今新しく図面が変わりまして、ロッカーと下の小部屋が入れ替わりましたの

で、そこにまた1つ。また真ん中のロビーのちょっと下のところに四角い個室があるところがだれでもトイレということで、地下1階では4カ所用意しております。

同じく1階のところでも、利用者入口、真ん中の下のほうに書いてあるのですけれども、その下や、また一般入口、右側にありますけれども、そのちょっと矢印の下のほうに便器マークがあるので、そこに2部屋用意しております。

また2階のところでは、ど真ん中のところの小さい部屋がトイレです。そこに1カ所。3階のところは右側の上に静養室と書いてあります。そのちょっと斜め下の個室がだれでもトイレです。4階です。4階左のところに食堂と書かれているのですけれども、その上、浴室の上の部屋がだれでもトイレになっております。

5階も肢体不自由の方などが入れられる予定ですので、4カ所、ちょっと多めに予定してまして、生活介護と書かれている下の医務室の下のちょっとトイレマークがありますけれども、そこに設置しております。真ん中辺に食堂と書かれてまして、その左側のところもだれでもトイレ。そのちょっと下のところ階段との間です。そこも個室になっておりましてだれでもトイレです。真ん中辺にまた相談室と書かれて、その左上のところもだれでもトイレとなっております。だれでもトイレの表示が非常にわかりにくくて申しわけございませんでした。

○鈴木（真）委員

丁寧にありがとうございました。当然どこかにいっぱいあるだろうと思っていたけれども、ここだけだったので、ちょっと図面上気になったので確認をさせてもらいました。

○石田（ち）委員

今、開設を延期するにあたっての説明会の話にもあったのですけれども、その説明会の中でも、延期に関する質問とともにこの施設がどのような中身になるのかという質問も多かったと思うのです。ですので、どのような施設になるのかというのを中心に伺いたいと思うのですけれども、今年の1月22日の厚生委員会が出された資料で、改装イメージということで、地下が医療系サービスで、1階が地域活動支援センターでと色分けで出していただいた図があるので、ここにそれぞれ生活介護だったり短期入所、日中一時、放課後等デイサービス、あと児童発達支援とかの定員が書かれているのですけれども、その後、1月に出されたこの資料と定員に変更はないのか。あと、その定員をどう考えるのかということでも、やはり拠点になる施設ということで、近隣、また地域のニーズに配慮されているのかとか、変わっていないのかということと一緒に、そういう定員の考え方を教えていただきたい。

○飛田障害者施策推進担当課長

定員につきましては、前回1月22日に説明したと変わっておりません。ただ、今回施設開設延期ということになりましたので、ちょっとその間のところ、例えば今回こみゅにていぷらぎ八潮をお借りしてということになりますので、その施設の大きさによっても受け入れが限られますし、また児童学園の部分でも定員は本来40人と言っていたところですが、現行のままということになりますので、特にまた区が徐々に施設と利用者、職員、その対応のところ順にこの1月22日に説明した定員に少しずつ増やしていこうと考えております。

○石田（ち）委員

施設のキャパ等もあると思うのですけれども、この定員にした根拠等々があれば伺いたいです。

次に、今日いただいた資料の中の事業のサービス内容についての施設の区分のところの2番、障害者生活支援センターということで、障害者相談支援事業と特定相談支援事業と一般相談支援事業があると

思うのですけれども、この特定相談支援事業の中に児童も入るのかを伺いたいと思います。

それから、今、障害児の指定特定相談を区がやっていると思うのですけれども、それがそっくりここに移動してくる、移るといふことなのか、伺いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

定員の根拠です。現在実施しております事業所等のところも参考にしまして、人数の規模というのは実際今やっているところを参考にして出しております。また、児童発達支援のところでは、利用者のほうで肢体不自由の方も受け入れてほしいという声もありました。そういうところも鑑みて、定員を10名増やしたところでございます。

今度の相談のところで児童も入るのかというところについては、児童も含まれております。ただ、先ほど区のほうでそっくりそのままということではなく、一部をとるというふうに考えてございます。

○石田（ち）委員

そうすると、児童の障害児の指定特定相談は、この総合施設でもできるし、区でもやるということで、2カ所になるということでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

はい、そのように考えております。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。

それと、3番の訪問系サービスなのですけれども、障害者の訪問系のサービスというのは、今までも区でやられていたのか、ちょっと確認をさせていただきたいなど。訪問系のサービスを区内でやるのは初めてなのではないかとちょっと思ったものでその確認と、あと、この訪問系も含めてですけれども、区内どこまでの範囲、区全体を対象にするのか、対象地域があるのかを伺いたいのですが。

○飛田障害者施策推進担当課長

実際今までもやっていたのと変わりはないのですけれども、受けてくれる事業所というのは非常に少ないというのが現状です。また今回、ここで一応区内でサービスを行っていく予定でございます。

○石田（ち）委員

区に在住の障害を持たれている方が、訪問系サービスを受けていたかもしれないのですけれども、区内にその事業所があったということでしょうか。それを伺いたいと思うのです。

○飛田障害者施策推進担当課長

実際今、その支援をしてくださる法人がないということが実情でありまして、今回新たにこちらのほうで行うということです。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。そうすると、すごく広がるのかなと思うのですけれども、その訪問系サービスの対象地域も伺ったので、教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

一応品川区内というところで、自転車で移動するという前提で考えております。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。そうですか、わかりました。

それで、もう一度1月22日の資料のところでは、2階に在宅介護支援センターとヘルパーステーションが入ると図で示されていたのですけれども、この在宅介護支援センターは今回のこの図面の中にはな

いですがけれども、どうなったのか伺いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回ちょっと図面から落ちて、今のところ在宅支援センターは、今のままのところで作るということで考えておりますので、今回は図面から落としております。

○石田（ち）委員

わかりました。そうすると、先ほどもちょっと医療系サービスのところでいろいろお話があったと思うのですが、確認をすると、場所を貸すということでもいいのですね。この診療所がここで区に賃料を払って、ここの場所で診療をするということで、独立採算になっていくということでもいいのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

基本的には医療系のサービスのところについては独立採算ということになります。とはいえ、こちらのほうは今ちょっと言いましたように、児童精神科というところでは児童学園との連携も必要になりますので、そのところについては必要に応じて連絡や、またその援助等も考えております。

○石田（ち）委員

わかりました。それで、やはりこの施設の説明、いろいろ指定管理も4つと別々で組んでいくというのが3つになったり、在宅介護支援センターは抜けたりとか、ちょっと変わってきている部分もあると思うのです。ですので、もうちょっと利用対象者や地域、またその利用対象者の団体とか障害者の方々や家族、そういった方々にまだまだ丁寧な説明が必要なのではないかと思うのですが、この説明についてはどのように考えているのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回11月に区民に向けて説明会を行ったところです。今度10月に開設になりましたけれども、4月以降、また春ぐらいに新たにまた説明会を開く予定でございます。

○石田（ち）委員

本当に期待されている施設であるというのと同時に、地域の理解と、それから利用者の方々が安全安心に利用できるというところを小まめに丁寧に説明していただけたらと思いますので、よろしく願います。

○鈴木（真）委員

ちょっと今気になったのは、これで設置条例を制定して、指定管理自体は当初は来年の第1回定例会で予定ということだったので、開設は10月になるということは、その辺の指定管理の時期というのはどのように変わってくるのか。

○飛田障害者施策推進担当課長

指定管理者のほうでは、第1回定例会のほうで考えております。施設条例の施行は、先ほど説明したとおり、10月1日と考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

今の指定管理の日になのですが、ここの6番のところには公布の日とすると書いてありますね。「指定管理者に関する規定および支援施設の利用に必要な手続きに関する規定は、公布の日とする」と。この公布の日というのはいつなのかということと、こみゆにていぶらぎ八潮で仮設をやるということなのですが、仮設をやる事業というのは改めて何なのかということと、そうすると指定管理を結ぶのはどの事業者で、第1回定例会で指定管理者が出てくるということになると思うのですが、

それで4月から指定管理を結ぶのはどの事業者になって、どの事業者が仮設で4月から始められるのかということについて教えてください。

○石田（秀）委員長

今、これはこういう質問が出るのはちょっとしようがないとは思っているのだけれども、どうしてかという、本当はこれは条例審査で、今の質問は条例と大分違うのだけれども、今までの経緯がこの1年間で相当いろいろなことが変わってきているので、本当はこの条例自体への質問だったら、私もいつもなら副委員長に「これは違う」と言って注意するのだけれども、今回はずっとこの1年間変わってきたりもしているのです、ちゃんと答えてほしいなという意味で、お願いだけしておきます。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、こみゅにていぷらぎ八潮でやる内容としましては、主に生活介護事業と就労支援B型ということで、今回一部の方の受け入れということで考えておまして、そののところでは、事業としては半年間、委託で考えておりますので、指定管理者とかそういうところでは考えておりません。

○鈴木（ひ）副委員長

この設置条例の公布日というのはいつになるのでしょうか。それと、指定管理者として指定管理が開始されるというのは、10月1日ということでもいいのか確認いたします。

○飛田障害者施策推進担当課長

こちらの公布ですが、平成31年10月1日から施行すると。

○若林委員

第4条で事業の項目がずっと並んでおまして、それに対比するという意味で、要は構成図がB1から6階まで載っています。その中で、地下1階の診療所の部分は、この条例の中でどのような理解をしたらいいですか。この総合施設という施設の条例が今回提案をされて、事業があつてフロアもしっかりこれはここに対応しているとあるのですけれども、診療所はこの条例の中には、私は出てきていないのかなと読んでしまったのですけれども、そこら辺の位置づけを。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回の条例には、その地下1階の医療系サービスのところは入っていません。

○若林委員

施設の条例なので、さっき質疑でこういう形で医療系の部分なのですけれども、それは条例には本来入れるべきものではないのですか。施設の中の例えばこのスペースは、そうすると賃貸、賃料が発生するとさっきおっしゃいましたけれども、そういうのを含めると、ここには多目的室についての使用料は出ていますけれども、そこら辺が、ちょっと施設の条例としてはこれで十分なのかなという疑問を持ってしまうのですけれども、採決にあたってどのように理解したらいいのか。

○飛田障害者施策推進担当課長

現在その地下1階のところでは、区としましては行政財産の使用許可というところを考えておりません。

○若林委員

ということで、この施設条例には入れなくていいのですよと、ほかの条例もそのようになっていますよという理解をしようと今思っているのですが、見解を伺います。

○飛田障害者施策推進担当課長

そのとおりでございます。行政財産の使用許可にて行いたいと考えております。

○若林委員

説明会のお話がありまして、サービスが半年、開所・開設が延期されるということで、区民、主に利用者に向けての説明会が11月15日に行われたと。一方で、やはり半年おくれた最大の理由が施設の建設に係るもので、そうするとこれは主に地域・近隣の方にちゃんとわかっていただかなくてはいけないという事柄になると思うのですけれども、そういう意味では地域での説明会というのは、町会長にお話をするということは通常あるのかもしれないのですけれども、この辺は今まであったのか、今後どうされるかをちょっと確認しておきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

地域に関しましては、今のところは広くビラを配って、また児童学園に近いところには一軒一軒対応していく考えでございます。

○若林委員

これまでの経緯から、いわゆる近隣地域の方のかかわりというのは相当深い。また工事の配慮とか、区民からすればご迷惑ということで、そのポスティングと個別の説明で果たしていいのかなという、うちの会派にも、やはりこの地域でいろいろな方のお話を伺っている議員もいますので、地域センター等でしっかりと皆様一堂に会して、希望者に来ていただいて、同じ説明で質疑を受けるということで、10月1日からぜひご理解とご協力をお願いしますという説明があつてしかるべきかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

現在のところでは、地域で集会所を借りて行うということは予定しておりません。ただ、やはりポスティング、また一軒一軒丁寧にお伺いして説明したいと考えております。

○若林委員

それはわかったのですが……。

○飛田障害者施策推進担当課長

またそこのところの説明会は行いたいと思います。

○若林委員

先ほどの説明ですと、いわゆる個別の説明をさせていただいて、ポスティングで、私の質問に対しては特にやる予定という言葉は一切なかったのですが、元々そういう計画があったという、これからやりますという考え方を持っておられたのですねという確認を。

○飛田障害者施策推進担当課長

工事担当の施設整備課と相談しまして、検討させていただければと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

今の説明会を検討していただくということなのですけれども、ぜひお願いしたいなと思っているのは、延期になるところでの説明会は、私も夜の説明会に出させていただいたのですけれども、その中でも、障害者の方ですとか障害者の家族の方とかが、この施設がどのような施設なのかというのが本当にわからなくて、施設そのものの説明を受けたいという質問がかなりの方から出ていたと思うのです。そういう点では、せっかくこれだけ本当に期待されるいい施設ができるので、それを障害者の皆様のごところに、このような施設ができますよというのはやはり希望を与えるテーマなので、ぜひ品川区としても自信を持って説明をしていただきたいと思いますという思いがするのです。

4月になってというようなことで先ほど言われましたけれども、こういうふうにおくれるということ

もあわせて、具体的にこういう形になって、私たち議会でもすごく変わって変わってという中でよくわからない中身で、理解するのについていくのが大変みたいの部分があると思うのですが、そういうところは当事者の方にとってはますますそういう状況になっていると思いますので、ぜひ当事者の方向けに、また施設ができることによって期待されている地域の方にとっても、ぜひ説明会は来年早々に開いていただけるような形で検討していただきたいという思いなのですが、その点が1つです。

それと、改めてちょっと確認させていただきたいのが、今度のこの設置条例が実際に開始するのが10月だということを受けて、こみゆにていぶらぎ八潮で仮設で一部事業を実施されるということなのですが、改めてそこで実施される事業というのは、4番のアとイということで確認させていただいていいでしょうか。それも、人数としてはどれぐらいなのかも教えていただきたいと思います。

それから、3番の訪問系サービスというのは、10月1日から始めるということで、今回の4月1日からのには入らないということになるのでしょうか。あと、ここの中に書かれていて、実際にこれははさかれていて、これは10月1日ですというあたりを、改めて確認させていただきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

施設の説明会の周知は、前回と同じように、また広報やホームページとか、そういうところで載せようと考えております。

それと、仮設で実施する事業は基本的には生活介護と就労継続支援B型の対象の方をと考えております。今のところ利用者の聞き取りでは、10名前後になるのではないかと考えております。

訪問系サービスは10月を考慮しておりまして、今児童学園でやっていますサービスはそのまま継続ということになりますけれども、あと日中一時支援は同じく10月と考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

では、4番のアとイは生活介護と就労継続支援B型のそれぞれが10名ずつで、合わせて20名という考え方なのでしょうか。そうすると、前回も4月から新規の採用も含めてかなり人員を確保して、その方を実際にどこかで仮設でやって、それでそのまま10月に移れるようにというのが事業者からの希望としてあったと思うのですが、そういう点では事業者との話し合いとかも含めて、どうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

あともう一つ、先ほどの医療系サービスなのですが、それもずっと指定管理者ということで今まで来たと思うのですが、それがこういうふうに、いざというときに今回指定管理者ではありませんよということになっていったと思うのですが、そういうのは、もちろん事業者は了解済みということでよろしいのでしょうかという確認もさせてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

アとイのところですが、10名、10名ではなくて両方合わせて10名と、部屋の大きさから考えてそのように考えております。

また、この事業者では新規の方も募ったということも聞いていますが、そのところはこの事業者のほうでどのように施設をやっていくのか、考えていくような感じになるのかなと思われまます。

医療系サービスについては、今法人とも話し合いを進めているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

これは設置条例ですけれども、それが10月に開始が延びるということできまざまな問題が起こっているということなのですが、この職員のところでは、10名前後というと職員の配置は何名くらいになるのでしょうか。もう既に十数名の職員を新規で確保して、そういうところで10月までその確

保した職員をどうするかというところでは、事業者としてどうしたらいいか。これは本当に受ける事業者側の責任ではなくてこういう状況になったわけですから、そこら辺のところはしっかりと対応が必要だと思うのですけれども。

そのために、どこかで仮設をしっかりとやるというところが、この間のおくれるという説明会の中でもされていたと思うのです。そういうところで結果的に10名前後というのは、すごく少ないと思うのです。区としては、もっとそのままそっくり移行できるぐらいの規模を考えていたのではないかと思うのですけれども、それがなぜこのような10名という少ない人数になったのか。またこれで終わりなのか、またその事業者が確保した職員に対しての補償というか、そこら辺はどう考えられているのかについてもお聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

先ほど10名前後というのは、現在利用の話し合いをしている中で、保護者の希望等でそういう10名前後かなというところで、今、対応しているところですが、そのニーズ等もまた事業者とも今後相談しながら決めていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

では、この10名前後というのは希望者があって、事業者ももう職員も確保しているということであれば、ここでは40名・20名というのが元々の計画だと思うのですけれども、そこまで増やせるのか、また事業者が職員を確保した分、希望者があれば増やせるということ考えていいのか。また確保した職員に対しての補償という点については、区としてどう考えられているのかということはどうでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、一般社団法人フリーユニティーとして、今法人のほうで必死になって人数のほうを募集しています。それは10人以上というのは児童学園部門も合わせての人数ということで聞いております。ですので、その人数の配置、バランス等も今後法人のほうで決めていくことだと思いますが、また事業者の補償というお話がありましたけれども、そこは各事業者においてその金額を挙げていただきまして、その金額を適切にこちらのほうでも判断しながら考えていく必要はあるかなと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

もう本当に事業者の責任ではなく、こういうふうな半年おくれという形になったことに対して、区としてはそのところが事業者と話し合いをしながらということになると思うのですけれども、きちんと補償はしていくということで確認させていただいていいでしょうか。それをお願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長

延期してしまったというところもありますので、そこはまた法人とも話し合いながら、適正な対応をしていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

本当に期待される施設で、半年間延びるという結果になりましたので、事業者としてもかなり期待が大きいと思うのです。そういう点では、確保したという人材の方々が、このことによって本当に10月1日に大変な状況になるということがないように、また事業者が損失を被らないようにという形で、ぜひとも区としては対応をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、広報やホームページでお知らせをしていくということですが、広報やホームページだけではやはり伝わらない部分というのがあろうと思うのです。もっと質問をしながら、しっか

りとこの施設がどのような施設なのかということで聞いていきたいというのは、当事者からは本当に強く思われていることなのではないかというのを私はこの間の説明会で強く感じたところですので、ぜひ広報やホームページにとどまらせないで、4月をまたずに説明会をぜひしていただきたいということで、強く要望をしておきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかはいいですか。

私から、1点だけいいですか。これはどのように考えが変わってきたかというところだけ聞きたいと思います。今、どのような考えでいっているかというのでも聞きたいと思います。

冒頭ご説明していただいたときには、2月引き渡し、4月開設。業者から2月中には引き渡しをしていただいて、1カ月間準備をして、4月1日から開設。その工事がおくれますという話があった。これがどのように変わったかわからないけれども、私は約3カ月間ぐらいのおくれと聞いていた。それは前後わからないけれども、多分これは施設整備課がこれからも一生懸命やっていくのでしょうか、3カ月のおくれというところを、これを今ここは安全パイをとって10月1日。ここでおくれるわけにはいかないから10月1日。これはこれで理解します。今、その状況で来ていると。

では、建物の引き渡しは、今の目標として業者に5月に引き渡せと言っているのか、8月までに引き渡せと言っているのか。これでこの考えが大分変わると思うのです。2月引き渡しからおくれました。5月引き渡しなのか、それは8月なのかどうなのかというのは、どのように所管としては言っているのか、施設整備課とどのような話をしてやっているのか。これはちゃんと明確にしておかないと、補正予算も組んでいるわけで、ここら辺の金額換算、金額の算出、これも変わってくるわけで、どこをちゃんと今ポイントを得て言っているのかというのをまず聞きたい。

○飛田障害者施策推進担当課長

10月1日開設ということから、準備期間等を考慮しますと最低でも8月までには工事を終わらせる必要があると考えております。

ただ、そうは言っても工事は何が起こるかわからないということで、本当に早め早めで今も進めていると聞いております。

○石田（秀）委員長

開設は安全パイをとってこの10月1日におくれていいのだけれども、だけれども引き渡しの日にちを半年もおくらせるというのは、最初の約3カ月おくれですと言っていたのがどこへ行ってしまったのかと。8月に引き渡しという話になると、もう一回理由を説明してくれとなってしまいうけですよ。

何でもこういうことを言うのかということ、今、副委員長も言ったけれども、4月の採用があったり、さまざま希望があったり、今代替のところで行っているのはいいですよ。だけど、医療系だとかはそこでスタートというのであれば、では5月引き渡し、7月1日開設だってできるわけじゃないですか。それがやり替えることによって早くなる分には、確かにここで施行日10月1日になっているけれども、代替のところはいいですよ。10月まで準備してくれて、そこでやれる、サービス提供ができるのだから。ここしかないものというのがあるわけでしょう。ただ、それは7月1日にしてもいいわけじゃないですか。特に医療系などは貸すだけみたいな形に変わったわけだから。

私の言いたいのは、なぜそういう模索をしないで、全部安全パイをとっているのかということなのです。3カ月おくれなら3カ月おくれで、きっちり5月竣工で渡せと言うのが所管の役目ではないのですか。施設整備課は、それは今、いろいろ前線で交渉しているのだから、それは大変かもしれない。慌て

させることではないのです。元々2月を5月にすると、3カ月おくれと言っているのだから、それは淡々とやれということなんです。やれることをきっちり淡々とやってくれということなのです。

5月に渡したら、1カ月準備して、7月からだって医療系はできるわけでしょう。それを10月にしたので、引き渡しを最悪8月までオッケーですなどという話だから、何でそのように変わってしまったのとなってしまうでしょう。だからそこら辺の感覚がよくわからないのです。ここまで来て安全パイをとるのはいいのだけれども、そこの部分の考え方を、ちょっと改めて聞かせてほしいです。

○飛田障害者施策推進担当課長

工事は所管のほうで頑張っていてやっていただいています、早く上がりましたら、やはりそれなりの考え方を逆にしないといけないと思います。そういうところでは、またそういう医療系のところもいつから入れるか、そういうこともまた今後検討させていただければと思います。

○石田（秀）委員長

ぜひそれは施設整備課とも話していただいて、それこそ建設会社とも話していただいて、それでその部分の補正予算を下げろとは言わないけれども、けれども2月だったものを5月、それを8月と言っていると、最後の仕上げとか外構とかいうのは間があいてしまうのです。

普通は流れでいって最後の仕上げをするのだけれども、それが引き渡しまで、例えば5月までその部分は済んでいて、8月まで2カ月もあいて、仕上げをしまって2カ月あきっぱなしにするよりは、やはり仕上げをすぐ入っていただいたほうがいい。これはもう建物の常識で、そうしたら逆に仕上げなくなってしまいます。それは建物のためにもだめでしょう。

利用者はもちろんそうなのだけれども、その前に建物自体のことを考えたって、何にも人が入らないで2カ月完成して置いておくというほうがよほどいいことではない。だけど、それは所管がちゃんと5月までにやれという指示は施設整備課にやってほしいから、そこら辺のところはやはり明快にしてほしい。

その後、では医療系だけ7月からオープンしますとか、そういうのはここで施行日を決めてしまっているけれども、それで条例改正があってもいいじゃないですか。そのほうが、区民サービスにとっては早くなるのだから私はいいと思うのです。その部分はない部分なのだから。何でそのようにならないのか。ただ10月1日にしました。最初言っていたのが変わってしまう。それはちょっとどこかでぜひ考え方を整理をしていただいて、そこだけでいいです。ほかのことは私はもう何も言わないです。その開設時期と引き渡し、そういう部分の今までの経緯の中で、それだけはぜひやっていただきたい。

何でもかんでも10月まで余裕ができたなどということを考えているのは、ちょっと違うと思う。ぜひそこだけは考えていただいて、当初から3カ月おくれというのなら5月に引き渡しをしたら、7月にオープンするぐらいの気持ちで、それは発表しなくてもいいですよ。そういうふうになれたときに条例改正が出てきたって、それは構わないですよ。第2回定例会で出てこようが、何で出てこようが構わない。臨時会で出てこようが構わないけれども、それぐらいの形がなくて私はだめだと思っているので、ただ10月1日と言っているのはよくないと思うので、それだけはお願いしておきます。

ほかに、いいですね。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第83号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いをいたします。

○鈴木（真）委員

自民党としては、この障害児者総合支援施設は元々望んでいた施設です。ここまで来てうまく立ち上がってきた、条例自体は賛成するのですが、先ほど来、今までの流れでいろいろありました。その辺の説明を皆様にすると同時に、区の中でももう少し整理しておいてもらいたいというところも感じますので、それは要望としながら賛成です。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第83号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(2) 第93号議案 指定管理者の指定について

(3) 第94号議案 指定管理者の指定について

(4) 第95号議案 指定管理者の指定について

(5) 第96号議案 指定管理者の指定について

○石田（秀）委員長

次に、(2)第93号議案、(3)第94号議案、(4)第95号議案および(5)第96号議案の福祉部が所管する施設に係る指定管理者の指定について、4議案を関連するものとして一括議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、第93号議案から第96号議案について、一括してご説明したいと思います。まず全体の流れにつきまして私のほうからご説明をさせていただきます。各施設につきましては、各所管課長からご説明をさせていただきますと思います。

恐れ入ります、お手元の資料をご覧くださいと思います。指定管理者の指定について。まず1番、選定の考え方でございます。今回4施設ございますが、そのうちのまず品川区立東大井地域密着型多機能ホーム、品川区立上大崎つばさの家、品川区立発達障害者支援施設ふら一す、こちらにつきましては、現行指定管理者である各法人、こちらが設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績がございます。

これによりまして、別紙1になりますけれども、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針3の(1)、別紙1をご覧くださいと思います。恐れ入りますが3ページになります。品川区指定管理者制度活用に係る基本方針3番、指定管理者の選定(1)の選定方法というところがございます。

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募プロポーザル方式など複数の事業者から提案を受けることを基本とする。ただし、施設の設定目的や事業内容などに特別の理由がある場合には、特定の事業者

を選定することができるということ。

それから、その下でございます。品川区指定管理者制度活用に係る指針の2番、①、②というところになりますけれども、現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合。②でございますが、高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合。こちらによりまして、公募方式によらず、選定委員会に諮り選定したというものでございます。

恐れ入ります。1枚目にお戻りいただきまして、「また」の段落になります。また、品川区立心身障害者福祉会館、こちらにつきましては「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3(1)に基づき、平成30年9月および10月に実施をいたしました簡易型プロポーザル方式の審査会および選定会議において選定した運営事業者について、選定委員会に諮って選定をしたということが基本になっているところでございます。

2番、選定方法および経過でございます。指定管理者候補者選定委員会の構成。福祉部長を委員長といたしまして、全部で6名の委員にご参加いただきまして開催したというところでございます。(2)は別紙にそれぞれ添付した資料があるというところでございます。

恐れ入ります。裏面をご覧くださいと思います。(3)指定管理者候補者選定委員会の開催経過。委員会の開催につきましては、平成30年10月11日に開催をしております。中身といたしましては、選定候補者の概要および事業計画書等の内容の説明、選考基準に基づく審査および評価を行いまして、指定管理者の適格性を審議し、指定管理者候補者を決定したということでございます。

選定結果についてでございます。施設名称および指定管理者候補者につきましては、別紙3をご覧くださいと思います。まずは議案第93号の東大井地域密着型多機能ホームにつきましては、株式会社大起エンゼルヘルプ。また議案第94号の心身障害者福祉会館につきましては、社会福祉法人品川総合福祉センター。8ページをご覧くださいと思いますが、第95号議案の上大崎つばさの家につきましては、社会福祉法人げんき。第96号議案の発達障害者支援施設ぶらーすにつきましては、社会福祉法人げんきということになります。

お戻りいただきまして、2ページでございますが、指定期間、それぞれ平成31年4月1日から平成36年3月31日となっております。

(3)の選定理由でございます。選定候補者とした各法人は、利用者に平等な利用を確保し、サービスの向上を図っているほか、施設の適切な維持管理、サービスを安定して提供する物的・人的能力を有しているものと認められるといったところでございます。

○寺嶋高齢者福祉課長

別紙3に基づきまして、私からは高齢者福祉課所管施設につきまして、第93号議案のご説明をさせていただきます。

まず施設名です。東大井地域密着型多機能ホーム。指定管理候補者は、株式会社大起エンゼルヘルプ。実施しています事業は、認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護で、指定管理の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年となります。

選定の理由といたしましては、選定理由の欄に記載のとおりですが、まず開設日より当該施設の指定管理者として、利用者や家族と信頼関係を築き、安定的な運営を図っていること。利用者の個別性を重視したケアの実践や、併設の品川保育園との合同防災訓練の実施、地域行事に積極的にかかわるなど、サービス向上と地域に根差した施設運営に取り組んでいることなどが挙げられます。

○松山障害者福祉課長

私からは、障害者福祉課所管施設のご説明をさせていただきます。

まず第94号議案、施設名は心身障害者福祉会館でございます。指定管理候補者は、社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。実施事業につきましては、障害者生活支援センター、自立訓練センターおよび地域活動支援センターでございます。

10月30日の厚生委員会で、心身障害者福祉会館の運営事業者の選定についてご報告させていただいたところでございますが、選定理由でございます。長年にわたり運営しており、区の障害者福祉施策について理解し、障害者のボランティア団体の活動を支援しまして地域と連携し、障害者への理解を促進してきたという実績がございます。さらに法人として中期経営計画を策定し、サービス向上に向けての取り組みが認められるといったところを評価いたしまして、指定管理者候補者ということで挙げさせていただいております。

裏面をご覧ください。第95号議案でございます。こちらは上大崎つばさの家、指定管理者候補者としては社会福祉法人げんきでございます。実施事業といたしましては、共同生活援助、定員5名のグループホームでございます。

社会福祉法人げんきは、上大崎つばさの家、そして第96号議案の発達障害者支援施設ぷら一す、また北品川つばさの家の指定管理者として施設運営を行ってございます。これまで区との連携を図りながら、地域の障害者福祉施策を展開してございます。

上大崎つばさの家では、ご利用者の心身の状況に配慮した安定した生活支援に努めてございます。また、ご利用者が地域の町会行事や防災訓練等に積極的に参加し、地域交流への支援も積極的で、地域に根ざした施設運営が図られているということの評価いたしまして、指定管理者候補者として挙げさせていただいております。

続きまして、第96号議案でございます。発達障害者支援施設ぷら一すでございます。指定管理者候補者は、社会福祉法人げんきでございます。実施事業につきましては、就労継続支援B型と発達障害者成人期支援事業の2つでございます。

こちらの社会福祉法人げんきにつきましても、第95号議案の上大崎つばさの家、北品川つばさの家の指定管理者として施設運営を行ってございます。区と連携を図りながら、地域の障害者福祉施策を展開している状況でございます。

就労継続支援B型におきましては、積極的に製品の販路拡大を行うなど、利用者の社会進出への支援も積極的に認められます。また、発達障害者成人期支援事業におきましては、発達障害の利用者個々の特性に応じた丁寧な相談や専門機関との連携というのに努めてきたということも考慮し、評価いたしまして、指定管理者候補者として挙げさせていただいております。

いずれにいたしましても、指定期間が高齢者所管施設と同じく5年間ということでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

それぞれの施設の指定管理者を、新たにというか改めて5年間この指定管理者として選定するということですが、今この資料のご説明があったのですが、高齢者施設や保育施設などは連続性が要求

される施設なので、こういった同じ継続した指定管理者になっていくというのは理解できるのですけれども、やはりそれを客観的にふさわしいな、任せてやはり大丈夫なのだと思えるような資料が必要なのではないかと思うのですけれども、今回出されている資料の中で、別紙2のA3の資料のほうで、それぞれこれを選考基準にして選定がされたということだと思えるのですけれども、ほかの区のこうした指定管理の選定などを見ていると、こういう項目によってそれぞれ点数で採点をしているのです。ですので、この今出されている資料の別紙2の選考基準で点数はつけられているのかどうかを伺いたいのと、あと、この選考基準の中に、人材配置、職員配置とか、あとは職員研修といった項目がないと思うのですけれども、入っていないのはなぜなのか伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長

お尋ねの資料別紙2、こちらが福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準ということで、こちらに基づいて選定委員会を行っているところでございます。それぞれ通所系サービス、入所系サービス、あるいは住宅施設といったまずは施設の種別に応じた形、またそれぞれに応じて利用者等の平等な利用およびサービスの向上等々、大項目としては4つほど、さらにそこに中項目がぶら下がっているといったことになっております。点数計算等につきましては、行っているというところでございます。

それから、人員配置の関係、研修云々というところでございます。項目で特にここまでの文言に触れておりませんが、事業者からいただく事業計画書等々にはそういった文言も入っておりまして、そういったものも加味した上で検討させていただいているというところでございます。

○石田（ち）委員

点数の採点がされているということと、あと職員配置の部分も事業計画書には出ているというのであれば、やはりそこをぜひ私たちにも他の形で見せていただけたらと思うのです。前回はモニタリングが各施設、議論をされましたけれども、モニタリングとはまた違ったこの5年間、改めてまたここに指定管理者として任せていく、お願いしていくというところで、今までの信頼関係や、また課題等も含めて、わかる形で私たちも見せていただかないと、この間もずっと言っているのですけれども、区の言うことを白紙委任してくださいというような、大丈夫ですから信じてくださいと言われているのと同じかなと思うのです。私たちも区民の皆様にも問われたときに説明等もする立場になりますので、区が大丈夫と言ったからなんですというのは、私は説明にならないと思っています。

ですので、やはり最低でも指定管理に関する業務の収支、今ここにばつと資産総額というのは出ているのですけれども、それらをこの指定管理者がどのように何に使って、主に人件費のところにはどれだけ割かれているのかとか、そういったことは事業計画書に書かれていて、それに対する報告書というものも出されているというのはモニタリングのところでも報告があったのですけれども、なのでそうしたものを最低限公表していただいて、その上で私たちも質問等々をしていきたいと思っているので、でも今回はその資料はないので、収支についてちょっと口頭で伺えたらと思うのですけれども、今、説明いただいた4つの指定管理者の収入と支出、そして人件費が何%ぐらい割かれていたのかというのを教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

毎年モニタリングということで事業評価等々やらせていただいております。それにつきましては、毎年議会のほうにもご報告させていただいているところでございます。また様々な資料等々もお出しをさせていただいているという中で、ご判断いただければと考えているところでございます。指定管理といったところで本日ご用意させていただいた資料については、大きなところとかポイントでお示しをさ

せていただいております、それ以外のモニタリング等々を通じた中で総合的にご判断いただければと考えているところでございます。

○寺嶋高齢者福祉課長

今回の指定管理に関係する書類の中では、先ほどの疑問について持ち合わせてはいないので、ちょっとこの場で数字を細かくお答えすることができないのですが、考え方になってしまいますが、先般報告しましたモニタリングの関係資料の予算執行・財務の視点というところで、収入の確保については概ね計画どおり、空室も少なくすることができスムーズに提供できるようになったということで、適切に運営しているということも報告を受けて、その際に確認はしているというところが、すみません、今日の手持ちでは、ここまでの回答になります。

○松山障害者福祉課長

障害者福祉課所管の3施設も同様に、モニタリングの中できちんと財務状況、収入および収支の状況を確認しております。その中でご報告をさせていただいている次第でございます。

○石田（ち）委員

そのモニタリングの中でも、管理運営委託料というのが出ているだけなのです。ですので、人件費や支出、収入がどれだけあって、1年間これだけの支出をしてきましたというのが全く見えないのです。それで、やはり他の自治体のモニタリングだけを見ても、指定管理に関する業務の収支ということで、指定管理料、また実習生を受け入れたとか、そういうのにかかったお金だったり、あと人件費、事務費、事業費、その他の支出等々が書かれているわけなのです。それで、収入・支出プラスマイナスでゼロというふうにわかる形で出ています。それで、さらにやはりこの事業計画があって、そしてそれにどのようにその事業者が事業計画をもとに運営をしてきて、その報告書というのが出るわけですね。

今も説明があったとおり、事業計画と事業報告に基づいてこのモニタリングが報告されているということですがけれども、私たちはこの施設の事業計画も事業報告もわからないわけです。どのような計画が立てられたもとで事業を実施してきたのかというのはわからないで、こういうことをやってきました、こういう改善が必要ですよというのはあるのですけれども、大もとがないために、では何をしようとしていたのかというのが見えないままの報告、モニタリングにもなっているので、モニタリングのときにも再三言わせていただいたのですけれども、やはりこの見える形での資料ですね。

総務省のほうでも、やはりこの指定管理者制度の運用についてというところでの通知が来る出されていますけれども、選定する際の基準、手続き等については適宜情報開示を行うことに努めることとか、あと先ほどの労働者職員配置の部分でも、指定管理者が労働法令を遵守することは当然ですから、そういった遵守がされているのか、これは労働条件が適切に配慮されているのかどうかというのをしっかりと留意した運用をしていこうというのが総務省からも出されているので、そこを区はされているのであれば、それをこの場にもぜひ出していただいて、先ほど言ったように、「区が大丈夫と言うから大丈夫なんです」というふうには、ちょっと私たち議員としてはならないなと思っています。

モニタリングのほうでは社会保険労務士も入れた審査をしていくと、見直しがされるというふうにもありましたので、ここの委員会に出される資料についても、最低でも事業の計画書、報告書、そして指定管理に関する業務の収支という資料を出していただきたいと思うのですけれども、ご検討いただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

指定管理に対してといったところにつきましては、区全体の考え方になってまいります。全体の考え

方の中で検討と聞いておりますので、そうした中で、この委員会での提出資料のことについても検討していきたいと考えております。

○石田（ち）委員

ぜひ透明性を持って、私たちも見ていきたいなと思いますので、それを示すのが役割だと思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思うのです。

それで、ちょっと個別のところでは伺っていきなと思うのですけれども、第93号議案の東大井地域密着型多機能ホームのところで、この説明のところにも平成21年から指定管理者として運営しているところなのですが、この平成21年のときの議事録を見ると、訪問もやっというと考えていますところなのですが、小規模多機能なのに現在はない。

私は、小規模多機能といったら、「通い、泊まり、訪問」というこの3セットが基本なのかなと思っていたのですが、これは訪問介護は今もないのか、どうしてないのかを伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

ちょっと私の認識と異なっている部分があるので、基本的に小規模多機能の中で行っているという認識だったのですが、すみません、ここはちょっと人数までは把握してなくて申しわけないのですが、小規模多機能の中の事業として行っているという認識をしているところでございます。

○石田（ち）委員

今言った議事録というのは、その大起エンゼルヘルプが指定管理者になるというときに、あとまたこの地域密着型多機能ホームができるというときの審議だったのですが、ちょうど5年前の、また新たに5年間の指定管理を任せるといふときの審議でも、「訪問介護についてはされないのでしょうか」という委員の質問に対しては、「訪問介護については特に設置義務はございません」といふふうにご返答をいただきまして、それとこのモニタリングのほうも見てみると、利用率のところなども通いと泊まりとグループホームとケアホームということで、訪問という項目はないのです。ですので、ないのかなと思っております。

○寺嶋高齢者福祉課長

おそらくその5年前の議事録も含めてなのですが、事業者指定としての訪問介護事業所を指定するかどうかという、いわゆる25名の登録者に対する訪問、それから通所、泊まりの小規模多機能の事業は行なうのですが、独立して訪問介護事業所としての事業を行なうかどうかという趣旨の回答の中で、それはやらないというふうにおそらく回答して、すみません、ちょっと今そこは手元に資料があるわけではないのですが、そういうふうには考えられると思われま。

それからあと、モニタリングのところの利用率に関しては、訪問は利用率という考え方を持っていないで、ほかの小規模多機能の施設についても訪問介護は利用率には表記していなかったと思われま。

○石田（ち）委員

そうしたら、ではされているということではないのですか。

〔「小規模多機能の方にはやっということなんだ」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

小規模多機能のところではやられているということで、はい、わかりました。

それと、このモニタリングのところでもあるのですが、人材不足のことが改善が必要な事項のところでも言われているのですが、やはり株式会社ですので、離職率、やはり株式会社は基本的

に利益を追求するところですので、そういったところでそれがうまく回らなければ人件費を削ったり、または職員を削ったりというふうにもなってきたかねないかと私たちは思っているのですが、そういったところでやはり人材不足というのはどうなのかなと思っていて、離職率がわかれば教えていただきたいのと、人材不足に対しての区からの支援といったものはあるのか伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず離職率、この大起エンゼルヘルプに関しましてはご指摘のとおり、モニタリングにも記載があったとおりで、やはりこの株式会社としても心配をしているということは、それはご指摘のとおりでございます。

数字的には、こちらの離職率は平成29年で20%台、二十・数%と聞いております。品川区のいわゆる昔からの社会福祉法人が平成29年度大変改善して、10%を切ったという状況、それからあと全国平均の介護職が16%台の状況ですということと比較すると、この会社が心配するように、20%というのはやはりちょっと大きな数字だということは区のほうとしても認識しております。

ただ、欠員を出しているということではなく、入れ替えがあるということで補っているというところなので、まず運営自体に大きな支障があるとは捉えていないというところでございます。数字的には少なければ少ないほうがいいに越したことはないのですが、ただ一方でまた今お話にもありましたように株式会社ということもありますので、そのための何か特別な支援ができるかということ、例えば金銭的な部分ということについては、ほかの小規模多機能と同等の、いわゆる小規模多機能に対する補助ということでの生活相談員相当の委託料は出しておりますけれども、それ以外については、例えばその事業者とのいろいろ打ち合わせとか意見交換会等々の中で、離職率についてはどこの法人も含めて同じような課題を抱えておりますので、そういった中で何か適切な方針、考え方とか、その他の法人の取り組み等については情報共有はしているといったところでの支援になっているものでございます。

○石田（ち）委員

やはり離職率20%で高いということで、それは施設のほうもモニタリングであるように、改善が必要な事項として挙げていると。ぜひやはり施設は人が一番重要だと私も思いますので、そういった部分、だからこそ見える形にさせていただきたいなというのがまた出てきてしまうのですけれども、そこは施設のほうも改善をしていくと言っているというのであれば、そういったことがやはり客観的にわかる形で、どのような努力がされているのか、されてきたのか、しようとしているのかというのは、事業計画や報告書で私たちにも示していただけたらなと思っています。

それと、この地域交流もすごく重点的にかかわりを持ってやっていこうということも書かれているのですが、区として具体的にこの地域交流に対して求めていることは何かあるのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

先ほどの選定理由の中で挙げさせていただいたまず1つは、併設ということもありまして、品川保育園との防災訓練をはじめとした多世代交流ということは、これはもう開設時から力を入れているところはございます。

それからあと、これは先ほどの人材不足等々の部分となかなか表裏一体の関係にはあるのですが、可能な範囲で地域のイベント等について一緒に協力してやってくとか、そういうことについてもお願いはしているところで、具体的にここの施設は調理室みたいなものがありまして、そこをご利用されたいという地域ニーズが結構ありますので、その辺についてはもちろん元々の使い方というものもありますので、そこは一定程度の制限はありますけれども、可能な範囲でご利用いただけるようにというこ

とで区のほうからも言うておりました、実際にそういった調理の関係のご利用をいただいているという報告も受けているところがございます。

○石田（ち）委員

次に行きたいと思うのですけれども、第94号議案のほうの心身障害者福祉会館ですけれども、これはこの間前回の厚生委員会でも、指定管理者がまた公募型プロポーザル方式でやったけれども、品川総合福祉センターだということで、それはある伺ってきたので中身等々はあれなのですけれども、やはり給与が低くて人材が集まらないとか、ここだけに限らないのですけれども、やはり障害者施設の人材確保というのも本当に厳しい状況だと思いますし、ですけれどもやはり人の手というのが本当に必要な施設になってくると思うので、給与が低くて人材が集まらないというようなことがないようにしていただきたいと思うので、やはりそういった面でも、しかも今までにない条件を別につけて、厳しい条件をつけての選定だったかなと思うので、それに対してどういった事業計画があるのかなども私たちは本当に知りたいところですので、そういったものも出していただけたらなと思うところです。

それとやはり人材確保の面は、この心身障害者福祉会館はどのようにお考えでしょうか。

○松山障害者福祉課長

障害者の施設の人材確保ということでございますけれども、前回の厚生委員会でもご説明したとおり、心身障害者福祉会館も含め、ほかの2施設も、人員基準というのは満たしております。また、どちらかといえば障害者施設は、障害者支援を行いたくて採用される方というのは多くございます。そのため、離職率というのは比較的低くなっております。

また、こちらの心身障害者福祉会館につきましても今回公募をするということで、かなり品川総合福祉センターの中でも、改めて、では今後の心身障害者福祉会館の5年間をどうしようかというところでもかなり議論がされ、モチベーションも高くして、これまでのことをきちんと振り返り、今後よりよい会館にしていこうということで、かなりきめ細やかな計画を立ててございます。

○石田（ち）委員

次の第95号議案、第96号議案に行きたいと思うのですけれども、この発達障害者支援施設ぶら一すのほうは就労支援A型をなくして、全部就労支援B型に移行ということだったと思うのですけれども、そのときの説明の議事録を読むと、A型からB型に移られた方は2人だったというお答えがあったのですけれども、A型からB型になることで、やはりその当事者の方の給料が下がるわけですね。それで、B型になっての工賃というのはどのようになったのか。

それと、A型とB型の仕事の中身がどのように変わってきているのか、A型とB型の内容をちょっと教えていただきたいです。それでB型だけになったというところでは、どのような内容の収入になっているのを伺いたいです。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘のとおり、確かにA型は3月末で2名ということで、2名のうち1名の方が障害者雇用で就労されて、もう一名の方はB型に移られたのですけれども、そもそもがなかなかA型としての厳しい雇用状況ではなく、ご本人が就労の状況に合わせた形を鑑みると、やはりB型が適しているだろうということでB型になっております。

A型の仕事内容としては、どちらかというときゃニング作業ですとかテープ起こし、あとそれから文章入力等々が主だったわけですが、B型についてはもうちょっと幅広く、水耕栽培とか、あとは清掃作業、もちろんきゃニング作業もできる方はしていくという形になりますので、A型と比べて

B型の作業のほうが種類が豊富で、それぞれに合わせた形での作業内容となっております。

○石田（ち）委員

モニタリングのところでは、自主製品というのに力を入れていきたいと、「自主製品の商品力向上」というのがあるのですけれども、これなどは、要は水耕栽培でとれるものということなのではないでしょうか。

○松山障害者福祉課長

こちらで言っています自主製品というのは、主に雑貨ですね。キャンドル、ろうそくですとか、あとくみボタン等々が自主製品となっております。

○石田（ち）委員

もうこれで終わるのですけれども、やはりどの施設もこれから改めてまた5年間の指定管理を受けるというところでは、各指定管理者と協定が結ばれるのですよね。結ぶことが望ましいと総務省のほうも言われているし、区の条例のほうにも書いてあると思うのですけれども、それぞれ協定は結ばれるのかということ。

あと、ちょっと最初に戻ってしまうかもしれないのですけれども、選考委員会の報告書とか選定委員会の報告書、またこの第三者評価などは、先ほどの資料で見ると選考委員会はやられているし、選定委員会もやられていますよね。それは議事録というのはつくられているのでしょうか。それでここに選んだよというのがその議事録に残って、それが情報公開とかでやれば見られる形にはなっているのかを伺いたいのと、あと、第三者評価というのにはしているのかというのを、それぞれ伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長

指定管理の協定については結ぶ形です。

それから、選定委員会等々の議事録、これについても作成をしているところでございます。

それから、各施設ごとの第三者評価をやっておりますので、そういったところで総合的に判断しているというところでございます。

○石田（ち）委員

それは情報公開とかをすれば見られるのか、それとも課に見せてくださいと言えば見られるのか、ちょっとお伺いします。

○大串福祉計画課長

議事録等々につきましては、情報公開という形でさせていただきます。

○鈴木（ひ）副委員長

指定管理者の区民への情報提供というか情報公開というのは、総務省のほうからも行うようにという通知がかなり出されていると思うのです。それで、各自治体の他区の状況を見ると、かなり情報公開で見られるような状況になっていまして、品川区の場合は議会に出される資料がもともととても少ないので、そこら辺のところはもちろんホームページにも公開されているとは思いますが、ほかのところでは、私も港区のを見ましたら、一つのところでこのように分厚い指定管理者の指定にあたっての選考委員会の報告書、選定委員会の報告書、基本協定書、年度協定書、第三者評価という形で、点数も含めて、収支も含めて全部出されているという状況なのですね。

品川区も指定管理者制度が導入されてから15年くらいたって、また今、モニタリングについては見直しを進めているというのが先日の委員会の中でもご答弁ありましたが、そういうところでは、ぜひ、特に福祉施設というのは指定管理者が多いので、そういう方向で、課のほうからもぜひ言っていただきたいと思いますと思うのですけれども、その点が1つです。

それからあと、今回の資料なのですけれども、本当に少ない。これに対してこれなので、もう少し過ぎると思うのです。そういう点では、この委員会の資料というのも、モニタリングのシートというのは、多分それぞれの課でも全て統一してやっていきたいと思いますというのはあると思うのですけれども、この各委員会に出される資料というのも、この程度で出していきたいと思いますというのは各課で統一されたものでこのようになっているということなのではないでしょうか。その点についてもお聞かせください。

○大串福祉計画課長

指定管理制度全体に関しましては、区全体といったところになってまいります。そうした中で、他区の事例も出していただきましたように、その辺も参考にしながら区全体としては考えていくものかなどは考えているところでございます。

資料につきましては、基本的に全庁的な形でやっているところでございます。ただ、それぞれの施設、種別等々、やっている事業内容等々違いますので、その辺については各委員会で各部・課の所管している施設の特徴を踏まえた上での資料の提出という仕方になっているというところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

そういうところでは、ここの資料というのはいくらも出していただくことができるのではないかと思いますので、これからは次々とモニタリングでもすごく三十幾つ、区としてはこの福祉部の所管、厚生委員会所管のところでもありますので、これからはこういう形でさまざま出てくると思いますし、また今度新たな指定管理者の指定というのも出てくると思いますので、そういう点については、ぜひこれまで申し上げてきたように資料を出していただきたいと思うのですけれども、その点お聞かせいただきたいと思います。

それと、品川区としては、先ほどもここに書かれている選考基準に基づいて評価をして、今回改めて継続という形でこの4つの指定管理が出てきたわけですけれども、この点について点数をつけてということでしたので、それぞれのところで1、2、3、4と大体ありますけれども、何点中のところ何点だったのかというのを、施設ごとに点数をお聞かせいただけたらと思います。

○大串福祉計画課長

今後の指定管理、新施設等々に対してでございます。一定、指定管理を結ぶに当たっては、事前に委員会にご報告をさせていただいているところでございます。そういったところを踏まえて、指定管理のご議決をいただく際には、そういったところを踏まえた上での資料提供を考えていきたいと思っております。

各施設ごとの点数でございますが、ちょっと今日はその辺は持っておりませんので、総合的に判断したという形で、本日のところは資料を出させていただいているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

では、後でちょっと教えていただきたいのと、これからのについては、この点数についても資料として出していただきたいと思うのですけれども、その点、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

それともう一つ、心身障害者福祉会館なのですけれども、心身障害者福祉会館は本当に公募したにもかかわらず、品川総合福祉センターしか来なかったということで、品川総合福祉センターが指定管理ということに改めてなりましたけれども、そのようなところでは、前回もご説明いただいたように異例の附帯決議をつけて今回指定管理者ということになったと思うのですけれども、今回もまたそのことについてはここに資料として出していただきましたけれども、この附帯決議をつけたということでは、これは基本協定というのはこれから結んでいくということになるのでしょうか。そうすると、その基本協定の中にこの附帯決議の中身というのも入っていくのかということについてお聞かせいただきたいと思

ます。

あと、そのほかの施設については、基本協定は今までと変わらないのか、その基本協定の中身についてお聞かせいただけたらと思います。

○大串福祉計画課長

点数等々の掲出についてはある程度全体の流れといったところになりますので、その辺はまたちょっと検討させていただければと思います。

協定書については、各法人ごとに結んでいきます。

○松山障害者福祉課長

そのほかの法人につきましては、基本的にはこれまでの協定にならってということになりますけれども、心身障害者福祉会館につきましては、こちらのご参考のところでも議会にも報告させていただきましたとおり、この条件については基本協定の中にきちんと含めて締結したいと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

それではないようですので、採決に入ります前に、4議案につきまして、各会派の態度をそれぞれにお願いをいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木（真）委員

4議案個別でなくて、全部ですか。

○石田（秀）委員長

全部で。

○鈴木（真）委員

4議案とも自民党賛成です。ただ、今お話がありましたように、心身障害者福祉会館とか条件のついているところもあります。それから、モニタリングの中でいろいろな指摘、業務改善の視点とかいろいろ出ているところもあります。その辺を充分チェックしながら、今後も運営に努めていただきたいと思います。

○若林委員

4議案とも賛成です。特に心身障害者福祉会館については参考資料もつけていただいて、医療的ケアのところも含めて虐待防止のチェック、過去のそういうのがあったと思いますけれども、またしっかりケアしながら充実した施設運営をお願いをしたいという要望を添えて、賛成でございます。

○石田（ち）委員

第93号議案の東大井地域密着型多機能ホームは、この間ずっと私たちは株式会社がというところで、こうした高齢者の福祉施設等にはなじまないということで反対をしてきました。そして、今回もそうした職員配置だったり職員の労働条件だったり、そういったものは資料には全くなく、株式会社であるからこそさらに透明性を持って報告されるべきだと思いますし、そしてそれは今回なされていないということで見えてこないということ、そしてやはり株式会社は、今もこうした高齢者の福祉施設にはなじまないと考えますので、この第93号議案は反対です。そして、第94号議案、第95号議案、第96号議案は賛成です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより採決に入ります。採決は一つずつ諮ってまいりますので、皆さんよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、(2)第93号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、(3)第94号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続いて、(4)第95号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続いて、(5)第96号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○石田（秀）委員長

それでは、厚生委員会を再開いたします。

(6) 第97号議案 指定管理者の指定について

○石田（秀）委員長

次に、(6)第97号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川島健康課長

私からは、第97号議案、品川区立健康センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

1、管理を行わせる施設、品川区立品川健康センターと品川区立荏原健康センターでございます。

2、指定管理者候補者につきましては、住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体でございます。

3、指定期間ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

4、候補者の選定につきましては、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針によりまして、指定管理者候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。

5、募集および審査の経過です。

(1) 募集の手続きにつきましては、平成30年5月21日から6月1日まで、区のホームページ上で募集をさせていただきまして、申請書、それから提案書類の受付を平成30年6月29日までさせていただいたところでございます。結果、申請事業者は3団体ということで、応募につきましては7団体から応募があったということですが、4団体が辞退をされたということでございます。

(2) 審査の経過です。こちらは品川区立健康センター指定管理者候補者選定基準に基づきまして、指定管理者候補者を選定しました結果、住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体に決定をしております。平成30年7月26日に選定委員会を開催いたしました。

(3) こちらの選定委員会の構成員5名でございます。健康推進部長が委員長、それから私、健康課長、企画調整課長、スポーツ推進課長、品川保健センター所長を構成員としてございます。

裏面をご覧ください。こちらの選考基準ですが、こちらの(1)から(6)まで、事業実績、財務状況等によりまして選考をいたしました。

7、共同事業体の概要でございますが、(1)住友不動産エスフォルタ株式会社と(2)株式会社NTTファシリティーズということで、こちらに記載のとおりでございます。

8、指定管理者候補者として選定した理由でございますが、全体的に選定委員会の評価が高かった、一番得点が高かったというところ。それから、運動実践から地域での活動も含めた健康づくりを支援する施設としまして、区の基本構想を踏まえた提案内容であった、また、光熱水費の経費削減を図る具体的な提案があったことなどが高く評価されたものでございます。

9番、今後のスケジュールでございます。本定例会におきまして指定管理者の指定議決をいただきました後、指定通知書を送付しまして、運営管理に関する協議を事業者と行いまして、基本協定を締結する予定でございます。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田(ち)委員

品川区立健康センターについてですね。ここは5年前のときに公募型プロポーザル方式で、この住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズの共同事業体が指定管理者になったと。その前はコナミでしたか。

○川島健康課長

その前の前です。

○石田(ち)委員

前の前でしたか。そこからこの共同事業体に運営が変わった。前回は公募型プロポーザル方式にしたけれども、今回はこのまま継続させるというところでの、継続の判断基準というのは何だったのか。ここに選考基準というのがありますけれども、公募せずに……。

〔「いや、公募したの」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

ごめんなさい。すみません。そうですね。では、継続の判断基準を教えてください。

○川島健康課長

先ほどの資料の中にもございましたが、まず提案内容としましては、気軽に楽しく利用できるというような工夫がある新しい提案がございましたし、それから大きかったのは、光熱水費の削減の提案というのがありまして、そちらは、ほかの応募した事業者には具体的なそういったものがなかったのですが、水道料金削減の具体的な提案があったというようなどころも評価が高かったと認識しているところでございます。

○石田（ち）委員

その辺も、午前中の審議のところでは選考基準の表をいただいていたのですけれども、この品川区立健康センターについては、この選考基準等はあるのですけれども、そこもやはりこの基準に従って（１）、（２）とあるけれども、この（１）の事業実績の中では、その中でも細かく判断の項目が分かれているわけですね。ここもそこへの採点はあるということですね。その採点の評価、点数を教えてくださいたいのですが。

○川島健康課長

実際選考基準のほうを、募集要項のほうにも選考基準ということで文書でとじているところでございます。それに対しての審査をしたというところです。選考の得点は、ちょっと今手元にあるのでお伝えさせていただくと、事業実績の部分というのは、やはり今回住友不動産エスフォルタ・NTT共同事業者がトップです。それから、財務状況もトップというところです。それから、施設の運営経費につきましては、ほかにもうちょっと安く指定管理を提案したところもあるというところでございますが、事業運営に関する提案というのがやはり１位である。それから、建物の維持管理に関する取り組みというのがもうかなり高い得点であったということです。合計得点は、１０００点満点のうちの８割以上を、今回１位の選定した事業者が獲得したというところでございます。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。このモニタリングの表でも利用者数が増えていて、指定管理料も１億２，９００万円余が出されているということで、これはやはりこの事業者のそういった取り組みや提案や工夫といったところで利用者が増えて、指定管理料も増えたということになってくるのですか。それで、やはりここも指定管理料はあるのですけれども、それがどのように使われてきて、ここもやはり区民の健康づくりの場ですので、人の入れ替わりによっていろいろそういった中身も変わってきてしまう部分もあるかと思うので、そうした人件費の部分などの割合等、わかれば教えてくださいたいのですが、収入と支出、それからの人件費分というのがわかれば教えてください。

○川島健康課長

指定管理料が増えてしまうと、多分それから何か逆行していくような話だとは思いますが、利用料金収入が増えているということでご説明させていただいたところで、こちらの健康センターのフリー利用ですとかコース利用、プレイコートの利用料金ですとか、ホール、会議室の使用料、もろもろ込めましたものが利用料金収入ということですが、その収入自体、平成２６年からいきましても年々増えているというところで、平成２９年度につきましては２億２，８８２万４，５１０円ということで、前年度よりも８００万円ほど増えているというようなところでございます。

それから、基本の指定管理料につきましては5年間一定ということで、今の5年間の指定管理料というのが7,462万9,000円ということです。こちらは少々ややこしいのですけれども、運営経費が2億4,162万9,000円ということなのですが、もうあらかじめ収入が見込める部分ということで、1億6,700万円につきましては、もう当初からお支払いしないと、もう収入が見込めるということになっております。

この運営経費の内訳ですけれども、光熱水費が3,178万円、建物の維持経費が3,400万円余ということで、人件費のほうが一億7,488万9,000円という内訳で基本指定管理料を組んでおりますが、今回利用が増えてきたところもございまして、人件費のほうをやはり幾分か上げるような形の提案ということで、指定管理料も多分上がるだろうと、今予算編成中ですが、そういう提案も含めて今予算編成をしているところでございます。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。その人件費のところは一億7,000万円余。この職員とか働く方の入れ替わりとかは、それほど激しくはないのでしょうか。離職率やスタッフ配置とかはどのようにされているか、先ほど言った入れ替わりや離職率のところを教えてください。

○川島健康課長

職員につきましては、まず正社員といいますか常勤の方が何名配置ということで、総括責任者の方1人と、トレーニングルームの責任者が1人、受付責任者が1人という形で、もう決められた体制を組んでいただいた上で、あとアルバイトというかそれぞれのトレーナーですとか、そういった個別に契約したりというところで、そちらのほうの入れ替わりというのは多分あるのだと思うのですけれども、余り常勤の方の入れ替わりというのはないとこちらでは思っているところでございます。トレーナーの方とかは、多分入れ替わり等があるのかなと思っているところです。

○石田（ち）委員

そうすると、離職率という形でもしとるとすれば、その常勤のところでしかとれないのですか。アルバイトというところは確かに入れ替わりがあるかと思うのですけれども、そういったところを含めた離職率というのはい出るのでしょうか。

○川島健康課長

そちらのほうは離職率という形では把握してございません。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第97号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

利用者の方向何人かからお聞きして、やはり評判がいい状況です。今回も賛成します。

○若林委員

賛成します。

○石田（ち）委員

以前も、やはり区民の健康づくりを進める場に株式会社というのはふさわしくないということで、反対してきました。今回も、やはり職員やスタッフの入れ替わり等々も、株式会社なのでやはり利益を追

求するわけですから、それがうまく回らなければスタッフや職員に響いてくるというところを鑑み、そして突然撤退ということもあり得るのが株式会社ですので、そういったところに区民の健康づくりを任せるといったところはそぐわないかなと思いますので、反対します。

○木村委員

賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第97号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査 平成30年陳情第21号 放課後等デイサービスに関する補助事業等の実施を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

平成30年陳情第21号、放課後等デイサービスに関する補助事業等の実施を求める陳情を議題に供します。

本件は初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

理事者の説明の前に、本陳情に関しまして、陳情者より意見陳述の申し出がござっております。この申し出につきましては、慣例により質疑終了後、意見表明の前にお諮りをしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○石田（ち）委員

私たちはいつも区民からのこうした請願・陳情への意見陳述は、議論の前にしていただきたいと思っていますし、その陳述を聞いて、そしてさらに議論を深めるということをするべきだと思いますので、ぜひ議論の前に意見陳述をしていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにご意見ありますか。

それでは、ただいまいただきましたご意見では、意見陳述の取り扱いについて、冒頭に諮る、また質疑終了後に諮るとの見解が分かれております。

まず初めに、意見陳述の取り扱いをいつ諮るかについて、確認をさせていただきます。

意見陳述の取り扱いについて、冒頭に諮ることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成少数ですので、意見陳述の申し出の取り扱いについては、質疑終了後に諮らせていただきます。

それでは、本件に関しまして、理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、私から、平成30年陳情第21号、放課後等デイサービスに関する補助事業等の実施を求める陳情についてご説明申し上げます。

平成31年4月に、江東区青海に小学部・中学部のある都立臨海青海特別支援学校が開校し、それに伴い通学区域が変更になり、陳情者の記載のとおり、この地域にお住まいの方の新1年生以降は品川特別支援学校ではなく、臨海青海特別支援学校に通うことになると、臨海青海特別支援学校からは聞いております。

放課後等デイサービスの現在の状況についてでございますが、区内の事業所は12カ所でございます。そのうち、送迎を行っているところが8カ所、このエリアにある事業所は1カ所でございます。前年の区内の放課後等デイサービス事業所は8カ所でしたので、4カ所増え、現在も放課後等デイサービスをつくりたいという民間事業所から複数相談を受けている状況でございます。

臨海青海特別支援学校に個別面談の状況を確認しましたところ、対象者は既存の特別支援学校のお子さんで、臨海青海特別支援学校に移ることを希望された方に対して行っており、品川特別支援学校から臨海青海特別支援学校に移りたいと希望するお子さんはいないということ、また新1年生の面談については就学相談途中のため、また行っていないということでした。

このエリア内にお住いの新1年生は18人でございますが、品川区の教育委員会からは、まだ就学相談途中であり、区の教育委員会が面談し、通常の学級か、特別支援学級か、それとも特別支援学校かということで、保護者の方からまずご意向を確認して、それを東京都教育委員会に伝え、東京都教育委員会がその後面談を行いまして、最終的には東京都教育委員会が判断するという流れになっているということでございます。新1年生については、臨海青海特別支援学校に行かれるお子さんが何人いらっしゃるのか、全くまだ決まっていないということでございます。臨海青海特別支援学校に行かれる方のうち、放課後等デイサービスをご希望される方が何人いらっしゃるのか、またどのデイサービスを希望されるのかにつきましては、引き続き情報の把握に努め、その方の個々の状況に応じて丁寧に対応してまいります。

ちなみに、東京都教育委員会からの放課後等デイサービスの対応の件についての区へのお願いということについてでございますが、品川区は受けてございません。また、江東区に確認したところ、お願いされていないということございました。いずれにしましても、区といたしましては放課後等デイサービスの連絡会を開催しておりますので、その連絡会を通じまして、各デイサービスの状況、それから品川区の教育委員会を通じまして新1年生の個別の状況把握に努めているところでございます。

したがって、放課後等デイサービスに関する補助事業等につきましては、就学相談途中であること、それと民間事業者からの相談が複数あるということから、今のところは考えておりません。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○芹澤委員

すみません、確認なのですが、今12カ所あって、学校送迎しているところが8カ所というお話があっ

たと思うのですが、そこの8カ所があるということは、逆に言えば4カ所はしていないということになると思うのですが、そこは先ほどお話のあったような何か民間とかの方法で送迎がなされているということなのでしょうか。

あと、特にこの学校送迎を事業所がしていないというところに関して、この青海地区以外のところの方々からの声というのは、特に今のところ品川区としては受けていないということによろしいのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

2点ご質問いただきました。

まず1点目、区内の放課後等デイサービスの状況の確認でございますが、委員ご指摘のとおり、区内には12カ所あり、送迎のところは8カ所ということですので、4カ所については送迎は行っていないということでございます。保護者の方が送っていったり、あるいは移動支援というのを使ったりということでございます。それぞれ個々に状況がかなり異なります。

それから、もう一点は青海の関係の状況でございますけれども、保護者の方からお電話をいただいておりますのは、まだ臨海青海特別支援学校のほうに決まってははいないということはありません。品川特別支援学校を逆に希望していらっしゃる方もいらっしゃいますので、今後東京都の教育委員会との面談が入るという情報を現段階では把握しております。

○石田（ち）委員

先ほど、新1年生でこの臨海青海特別支援学校エリアの人は18人ということでした。今在校されている方は今までどおりなのですね。

それで、私もこの学区域を見たのですけれども、やはり品川区からこちらの臨海青海特別支援学校に行くというのは、すごく大変だなと感じています。障害者団体からも、この品川区内を青海の学区域にしないでほしいという声なども出ていたと思うのですけれども、そこに対して、品川区からは何か当時意見などを言われたりされたのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

確かに委員ご指摘のとおり、臨海青海特別支援学校の学区域というのは本当に海沿いにあたりますので、保護者の方からは、臨海青海特別支援学校の学校を希望されるというよりは、やはり品川特別支援学校に行きたいというお声のほうが大多数を占めておりました。

ただし、臨海青海特別支援学校に行かれるのか、それともまた特別支援学級に行かれるのか、通常の学級に行かれるのかというところでは、現在はまだ決定はしておりません。

○石田（ち）委員

どこに通うかはこれから面談が始まるということですが、やはりこの臨海青海特別支援学校のエリアの方が、この品川区内の学校にということで越境を望むと、スクールバスは使えなくなるのですよね。その確認をしたいのと、やはり越境した人までスクールバスに乗せるという考えが、今の品川特別支援学校のほうはそこまではしないということになっているのか、ちょっとそこを確認させてください。

○松山障害者福祉課長

品川特別支援学校に越境するとスクールバスが使えないのではないかとということですが、今のところ、現段階では区はそのような形での情報はいただいております。

それから、越境者の方をスクールバスに乗せるのかどうかとか、そういうスクールバスに関してはま

だまだ就学相談途中ですので、そこまでの話は全く情報がないということでございます。

○石田（ち）委員

やはりこの陳情では、放課後等デイサービスというところでの、要は補助事業をしてほしいということなのですけれども、やはり学区域に当たって、それで変わっていくということに関しては、すごく不安を持たれているということで、ちょっとスクールバスのことも聞いてしまいました。

それで、やはり江東区もこの臨海青海特別支援学校がある場所は、江東区から見てもすごく住民が多く住む場所から離れた、要は臨海の部分ですよね。というところで、先ほどは東京都教育委員会からの話は江東区にも行っていなかったと。その臨海青海特別支援学校の学区となる区に対して、放課後等デイサービスの対応の件でお願いをして回っているというふうに陳情にはあるのですけれども、江東区もそれは受けていないと聞いているという先ほどの説明でしたけれども、それでも、江東区は補助金要項もつくって、放課後等デイサービスを誘致する策に出ているわけですね。

ですので、品川区としてもこの臨海部に近い地域、八潮なり、そういった部分に放課後等デイサービスを誘致する、もしくは区が建てるといった対策が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

こちらの臨海青海特別支援学校は江東区内にあるということで、江東区といたしましては、特に東京都教育委員会からの要請は受けていないけれども、区の実情に応じて補助することになったと聞いております。品川区といたしましては、現段階では就学相談の状況をまずは把握するという、それから、民間のほうでの相談、支援事業所からの状況を把握し、また現区内の放課後等デイサービスの事業所からの状況を把握した上で、必要性については判断していくということを考えております。現段階では、まだわからない状況が多数ありますので、今のところは補助事業ということで実施というのは考えておりません。

○石田（ち）委員

この臨海青海特別支援学校の件も含めてですけれども、以前からやはり放課後等デイサービスは増やしてほしいという要望は当事者や家族の皆様からはあったものですよね。やはり大田区は34カ所、世田谷区は36カ所ということで、すごくたくさん放課後等デイサービスがあるわけで、先ほども12カ所だというお話でしたけれども、12カ所中の1カ所は発達障害者専門だったり、あとは重度・医療ケアが専門だったりということで、知的障害のある児童や生徒は対象ではなかったりするので、この陳情者は10カ所と書かれていると思うのですけれども、やはりそうなってくると少ないですね。

以前からも誘致をすべきだということで私たちも求め続けていましたけれども、この臨海青海特別支援学校の状況も出てきたからこそ、品川区としてさらに増やしていくことを進めなくてはいけない状況にあるのではないかと思うのですけれども、臨海青海特別支援学校に近いだろうと思われる八潮とか、そういったところをぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

それぞれ大田区や世田谷区というようなことがございましたけれども、9月1日時点では目黒区が11カ所、渋谷区が10カ所ということになっております。今、現段階では民間の相談支援事業所からも、もう来年つくりたいというようなお話もいただいておりますので、その状況を鑑みると、現段階で補助事業の実施をすべきということは考えておりません。

○石田（ち）委員

来年にはつくりたいというところも出てきていると。やはりこの放課後等デイサービスも、今まで

は10日という利用日数の制限があった中で、それがだんだん今は相談に応じてちょっと日数も広がってきている。けれども、日数は増えたけれども、場所がないから使えない、もう受け入れてもらえないという状況もあると聞いていますので、やはりこうした補助事業をつくって、来年だけでなく引き続きさらに増やしていくということ、そして補助事業があればさらに民間も来やすくなるということだと思いますので、ぜひそこはさらに増やすという立場で検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

放課後等デイサービスにつきましては、区内の状況や民間の状況等を鑑みながら、本当に必要性について検討していきたいと考えております。そのため、今の情報としては、なかなか私どもにまだ正確な情報がございませんので、情報をいち早く把握して検討していきたいと思っております。

○石田（ち）委員

ぜひよろしくをお願いします。

あと、先ほど連絡会を開かれているということで、決算特別委員会でも近隣区と連絡会を持って、情報把握をしてというような答弁があったと思うのですが、その連絡会というのはどのようなもので、どれぐらいのスパンで開かれているものなのか伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

放課後等デイサービスの事業所連絡会につきましては、今年度初めて開催いたしました。1回目は6月に開催いたしまして、今のところ次回は来年早々1月に開催する予定でございます。各事業所と都の情報の把握も兼ねて、きちんと具体的な情報がそろった段階で、開催する時期を1月と決めております。事業所については、近隣区含めまして対象となる事業所は39の事業所でございます。

○石田（ち）委員

今年度初めてこの連絡会というのが始まったというのは、目的は何だったのかを伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

放課後等デイサービスの事業所連絡会の目的でございますが、まずは各事業所の状況の把握、それと意見交換。それから、国のほうでも放課後等デイサービスについては、この陳情者も書かれているとおり、やはりデイサービスガイドラインに沿った形で質の向上を図ることが、やはり国としても課題になっておりますので、私どもといたしましても放課後等デイサービスが数が増えるだけではなくて、きちんと質の担保を図っていくというのが目的となっております。

○鈴木（ひ）副委員長

今度の新しい臨海青海特別支援学校のほうのエリアの新1年生は18人ということなのですが、今、品川特別支援学校に通われている子どもさんというのは何人ぐらいいらっしゃるのか。例えば新1年生が18人ということなのですが、そのうち、割合としてどのぐらい行くのかなというのがちょっとわかっただらという思いでお聞きするのですが、品川特別支援学校に、その対象者のうち何人ぐらい通われているのかなというのを教えていただきたいと思います。

品川特別支援学校の1年生から中学3年生までで何人ぐらい通われているのかというのを、小学生・中学生の人数がわかっただら教えていただきたいのと、そのうち放課後等デイサービスに行かれている子どもさんというのは、9学年で何人くらいいるのかというのがわかっただら、教えていただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

申しわけありません、品川特別支援学校に通っている生徒数と、そのうちの放課後等デイサービスの人数ですけれども、ちょっと資料がないので。実際生徒数というのは学校のほうで把握していますし、そのうち放課後等デイサービスの利用者はこちらで調べるということは可能です。現段階ではちょっと持ち合わせておりません。

また、大体一般的にというのはちょっと難しいかと思っております。やはり就学相談で丁寧にそのお子様の状況ですとか、保護者の方のご意向に沿ってということで、実際に選択肢が複数ありますので、その中で区の教育委員会を通じて、都の教育委員会が面談をして、最終的には都の教育委員会が判断するというようになっております。学校が決まってから、放課後等デイサービスの利用があるかないかについても、どの放課後等デイサービスを利用されるかにつきましても、それから私どもに情報が上がってくるという段階ですので、今のところはちょっとまだ学校も決まっていないという段階でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

新たにこの臨海青海特別支援学校ができるということで、エリアが設定されて、本来であれば多分品川特別支援学校のほうがすごく便利で、近くてそちらに行きたいという方が多い中で、このエリアの方は臨海青海特別支援学校ですということになってくるのだと思うのですけれども、そうなった場合に、放課後等デイサービスの需要がどれぐらい見込まれるのかというあたりは全く皆目わからないという、そのような感じなのでしょうか。

あとは、その品川特別支援学校のほうに通いたいということで、希望すれば指定校変更みたいな、現在通っている子どもさんはそのまま通うことはできるというのは、都議会でもそういう答弁になっているので、現在通っている子どもさんはこのエリアの方もそのまま通えると思うのですけれども、新しい新1年生が臨海青海特別支援学校ではなくて品川特別支援学校に通いたいという指定校変更というのは認められるものなのか。認められるとなったら、そういうふう希望する方がすごく多くなってしまわないかと思うのですけれども、そこら辺のところはどうなっていくのかがわかったら教えていただきたいと思えます。

○松山障害者福祉課長

確かに臨海青海特別支援学校よりは品川特別支援学校のほうが便利で通いやすいというお声は確かにいただいております。

放課後等デイサービスの人数につきましても、まだまだご相談の中では本当にお母様方もわからない状況の中でなので、そこまでのニーズというのがこちらのほうにはなかなか上がって来づらい状況、段階でございます。

また、あと現在お通いになられている方、在籍の方はそのままなのですが、確かに新1年生で指定校の変更を認められるかどうかということにつきましては、私も臨海青海特別支援学校のほうに問い合わせは既にしておりますが、臨海青海特別支援学校のほうでもはっきりと、まだ東京都の教育委員会との面談がありますので、その面談を通じてということでご回答をいただいているだけで、まだはっきりとした回答はいただいております。

○鈴木（ひ）副委員長

都議会の議事録を読んだのですけれども、一度臨海青海特別支援学校に通うということになって、けれどもやはりさまざまそういう放課後等デイサービスとか何かの事情でまたこちらに戻りたいとか、そういうことが当たり前認められるのですかと言ったら、それはなかなか認められませんといったやり取りがあったので、臨海青海特別支援学校に通うことになったけれども、放課後等デイサービスの送

迎がないために、使えないという状況になってしまうのではないかとというのが今回の陳情の趣旨だと思うのです。

それで、今回始まったばかりなので、まだ数人とか本当に少ない数で、放課後等デイサービスの利用者がどれくらいかというのもまだはっきりわからないということはあると思うのですけれども、でも、それがだんだん1年、2年、3年、4年、5年、6年・・・9年までかかったときに、やはりすごく人数がどんどん増えてきて、放課後等デイサービスの必要性というのがだんだん増してくるようになってくると思うのです。そういうところを見通した対応というのが一つは必要なのではないかとということです。

それともう一つは、今複数個所新たに作りたいと相談があるということなので、これから増えてくるのかなと思うのですけれども、今品川区で元々放課後等デイサービスが足りないという認識は区として持たれているのか、今、上限10日というのから基準10日になり、その10日というのにも本人に合わせてかなり認められるようになったところでは、事業者も今までは品川は10日しか認めていないので、なかなか進出できないということは聞いていたのですね。けれども、品川でもきちんとそういうことが認められるということになれば、事業者としても品川でもやっていけるという見通しができて、品川に希望する事業者も増えてくるのかなと思うのです。

そこら辺のところでは、今は認められても、実際にまだ知的の方は10カ所、それ以外を含めても12カ所というところで、品川で断られているという例が結構あるとお聞きしているのですけれども、そこら辺のところでは、放課後等デイサービスが元々足りないという認識、増やしていきたいというところとあわせて、区としてどう思われているかについてもお聞かせいただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

放課後等デイサービスに対する認識ということでございますが、現在民間の相談というのものもあることから、まだまだ参入する分野だとは思っております。確かに将来的にこの臨海青海特別支援学校が9年生までということであれば、必要性に応じてその時点で民間の状況がどうなのか、区内の状況がどうなのか、あるいはお子さんたちの状況がどうなのかを総合的に勘案して、そのときに必要性があるかどうか、あるいはそれでも民間が入るようであれば、行政がそこを割ってでもというのはないでしょうから、まずは民間でできるところはやっていただいて、民間でどうしても難しいということであれば行政がということになるかと思います。今の時点では、なかなかすぐ補助事業の実施というのは、現段階ではなかなか判断するにはちょっと材料としては難しいと思っております。

それから、先ほど平成30年度の品川特別支援学校の生徒数なのですが、小学部が124名、中学部が57名、計181名の方が通われているということです。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございます。181名通われているということなのですけれども、そのうち、このエリアの子どもさんというのは何割ぐらいいるかということがわかったら教えていただきたいのと、あとはこのエリアということで臨海青海特別支援学校に通うようになった子どもさんが、放課後等デイサービスが送迎がないために使えないということがないように対策が必要だと思うのですけれども、その点についてもちょっとお願いしたいと思います。

○松山障害者福祉課長

現在の181人のうち、このエリアにお住まいのお子さん何人いるかということですが、それについてはちょっと私どもではつかめない状況でございます。

またあと、送迎がないためにサービスが使えないということがあってはならないということは認識しておりますので、実際に学校が決まりまして、放課後等デイサービスがどこの事業所と契約するのか、あるいはその放課後等デイサービスに通うためにどのような方法があるのかをご相談に応じながら、丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかに、よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより意見陳述の取り扱いをお諮りします。

平成30年陳情第21号、放課後等デイサービスに関する補助事業等の実施を求める陳情について、本日この場で意見陳述の申し出を受けるか否かについて、お諮りいたします。

まず初めに、ご意見をお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党としては、意見陳述はなしでということ。

○若林委員

なしで結構だと思います。

○石田（ち）委員

ぜひしていただきたいと思います。やはりこういった学区域が変わるということ、そして子どもたちが日々通う学校の放課後のこと、そういったところをやはり当事者とその家族であるからこそ伝えたいことはあると思いますし、準備もされてきていると思います。それで、それが引き続き判断の材料になっていくと思いますので、ぜひ陳述をしていただきたいと思います。

○木村委員

意見陳述は結構です。

○石田（秀）委員長

それでは、意見が分かれました。

平成30年陳情第21号、放課後等デイサービスに関する補助事業等の実施を求める陳情についての意見陳述の申し出を受けることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成少数でございます。よって本陳情についての意見陳述の申し出は、受けないということで決定をいたしました。

それでは、平成30年陳情第21号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

「継続にする」あるいは「結論を出す」、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党としてもいろいろ検討させていただきました。1つ課題としては、学区域変更というのはこれは東京都の問題なのですが、そこは少し疑問もあるのですが、現状で就学相談中という話、理事者の説明にもありましたが、民間から複数申し出もあるという状況の中からも、この陳情については不採択ということをお願いします。

○若林委員

結論を出すということです。不採択。

理由としては、いずれにしても今の質疑でもありましたけれども、送迎が確保されないで、放課後等デイサービスに行けないという子どもは一人も決して出してはいけないという区の姿勢も確認させていただきましたので、ぜひそういうことで進めていただきたいと思います。今、放課後等デイサービスの連絡会も今年度から進められて、区がそこは手を打って、非常にすばらしいネットワークになるのかなど。また、判断するのに、ちょっと時期的に、臨海青海特別支援学校に実際に何人行かれるのか、在校生では希望はない。新1年生もまだ東京都の最後のがわからない。決まったとしても、そこから区内いずれかの放課後等デイサービスを使うかということも今全くわからないという、まだ判断材料がない中でいわゆる補助金の事業、いずれにしてもこれは補助金が必要になってくる事業だと思いますので、その判断は、会派としては、それはもうちょっとできかねるというさまざまな理由がありますので、この内容については不採択ということで。

○石田（秀）委員長

結論を出す、不採択ですね。

○石田（ち）委員

結論を出すで、採択をお願いします。

やはり送迎がないために使えないということがないように、やはり起きてからではおそいので、今から対策を打っていくのは大事なことだと思いますし、そもそもこの陳情の中にもありますけれども、区内の放課後等デイサービスの供給不足解消していく、それで区内のニーズに応じていくということで補助事業を実施していくというところでは、新たな学区になってしまった子ども、そしてまた今区内で放課後等デイサービスを望みながら通えない方々への支援にもなりますので、こうした補助事業が必要だと思いますので、採択です。

○木村委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

これからも少しいろいろ議論をしていくべきであろうと思っています。

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第21号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第21号は、結論を出すことに決定をいたしました。

お諮りいたします。平成30年陳情第21号、放課後等デイサービスに関する補助事業等の実施を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

○石田（秀）委員長

次に、予定表の3、その他を議題に供します。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、厚生委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

先日の一般質問で、共産党のおくの議員の、所得は低いのに保険料が一番高い国保料引き下げが政治の責任という質問の中で、これは均等割りを無料化していくべきという質問に対して、法定外繰入を国はなくす方向を示している。だからその法定外繰入を国は解消しろと言っているのだから、それを繰り入れることはできないのだとおっしゃっていたのですけれども、その法定外繰入が保険料減免に充てるためなら、要は解消すべき繰り入れではないというふうに厚生労働省から出ているので、そこをちょっと品川区にも確認したいというのと、あと、差し押さえのところの質問で、国土交通省が出している留意事項は守っているということだったのですね。それを守っていると言いながら、預貯金に入ったらそれは承継しないというのは矛盾するのではないかなと思うのです。留意事項が適用する趣旨だと思うのですけれども、ちょっと答弁がはっきりしなかったので、そこも伺いたいと思っております。

○石田（秀）委員長

もう一回確認するけれども、おくの議員の国保の中で法定外繰入をなくす方向という答弁があったけれども、厚生労働省から何が出ていると言ったんですか。

○石田（ち）委員

法定外繰入をなくしていく、解消していくべき繰り入れの分野が出ているのですけれども、保険料減免のために充てる繰り入れは、そこに当てはまっていないというのが厚生労働省から出ているのです。ですので、保険料減免のために法定外繰入をすることはできると思うので、そこを確認したいということです。

○石田（秀）委員長

答弁はわかるのだろうけれども、今私が聞いているのは、法定外繰入はなくす方向だけれども、別に今だってなくさないでやっていっているのだから、それはできるでしょう。それを何で改めて聞く必要があるのかと思うのだけれども、改めてそれをここで今聞く話ではないだろうとは思っています。

○石田（ち）委員

子どもの均等割りをなくしていくために。

○石田（秀）委員長

今のでわかりますか。ちゃんと質問内容がわかって、あとはもう一つは留意事項を守って差し押さえというのがあつただけだけれども、それは給料が入ったときのことに対してもう一つ答弁をしてほしいと、そこが曖昧だったと。部長が答弁されていたのだけれども、明日改めて、だから今の内容がわかればいいのです。

では、その内容について、もう一回確認をしたいなら。

○三ツ橋国保医療年金課長

1 問目の確認でございますけれども、もう一度、国は法定外繰入金を解消するよという大きな考え方がございますけれども、石田（ち）委員のご指摘の部分では、保険料減免に充てる部分については解消ではないということが言われているのではないかとということで、よろしいのですよね。

○石田（ち）委員

はい。

○三ツ橋国保医療年金課長

わかりました。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。それでは、おくの議員からの一般質問の国保関係に関して、法定外繰入に関連する部分と、留意事項の差し押さえという部分の項目に関してお聞きしたいということですので、明日の委員会で理事者に答弁をいただきたいと思います。

ほかに、所管質問をされたい方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。

なお、明日も午前10時の開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時17分閉会